【教育委員会定例会】会議録

会　議　名	令和４年第８回教育委員会定例会		
事　務　局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和４年８月１２日（金）		
開催時間	午後３時００分　～　午後４時０７分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山　日出夫　教育長	近藤　俊明　委員	小関　朝之　委員
出席説明員	荒井　広幸　教育指導部長	田巻　正義　教育政策課長	八尋　崇　教育指導課長
	森　太一　学校運営部長	森田　剛　学校支援課長	飯塚　尚美　学務課長
	上遠野　葉子　子ども家庭部長	菊地　崇　子ども政策課長	安部　嘉昭　子ども施設運営課長
	蜂谷　勝己　私立保育園課長	平塚　晃夫　子ども施設入園課長	大塚　進　西部地区建設課長
	田ケ谷　正　生涯学習支援室長	近藤　博昭　福祉管理課長	
書　記	毛利　正成　教育政策担当係長	脇本　達朗　教育政策担当係長	佐藤　美穂　教育政策担当係員
欠席者	早川　貴美子　委員　倉橋　さとみ　委員 秋元　康裕　学校ＩＣＴ推進担当課長　山田　勉　青少年課長 橋本　太郎　こども支援センターげんき所長　門藤　敦良　支援管理課長 森田　路子　教育相談課長　高橋　徹　こども家庭支援課長 土田　浩己　生涯学習振興公社局長　薄井　正徳　生涯学習振興公社学習事業部長 ※　コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍聴者	０名		
会議次第	別紙のとおり		
資　料	別紙のとおり		
その他			

令和４年８月１２日

第８回足立区教育委員会定例会

午後３時００分開会

○教育長　ただいまから、本年第８回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

――――――――◇――――――――

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に近藤委員、小関委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第１を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１、第４０号議案「足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第４０号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　それでは、お手元の資料、５ページをお開きください。第４０号議案説明資料です。

教育委員会定例会は原則（対面での）出席をいただいておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症を契機といたしまして、オンラインを活用した形での出席が可能となるように規則改正をするものです。

主な改正内容は、項番２（１）から（４）に記載のとおりです。

本日議決をいただきましたら、９月１日からこの規則を施行いたします。私からの説明は以上です。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第４０号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はございますでしょうか。

小関委員。

○小関委員　「新型コロナウイルス感染症への対応」を改正理由としていますが、改正後の規則では新型コロナウイルス感染症に限らず、通常の場合でもオンラインを活用した会議出席が可能となっています。この理由を教えてください。

○教育長　教育政策課長。

○教育政策課長　資料８ページをご覧ください。

改正前の第２２条に「議場にいない教育長及び委員は採決に加わることができない。」という規定があり、これがオンライン開催の阻害要因になっていました。今回の改正は、オンライン開催の有無に関わらず、この規定を改正することでオンライン開催を可能にする全体的な条件整備です。

ご質問の趣旨である「新型コロナウイルス感染症に関わらず、オンライン開催が可能となるか」ですが、事務局としては原則、新型コロナウイルス感染症の拡大による集合困難なケースを想定しております。

一方で、様々な状況に応じて、委員からの申出により、教育長が認める場合についても規定しております。個別の事情等については、その場の状況を見ながら判断してまいります。

○教育長　よろしいでしょうか。小関委員。

○小関委員　自宅からオンライン会議に参加する場合、パソコンは私物を使うのでしょうか、それとも区から提供されるものを使うのでしょうか。

○教育長　教育政策課長。

○教育政策課長　基本的にはご自身のパソコンを使っていただくことを考えておりますが、機材がない場合は区で用意することも考えております。

○教育長　小関委員。

○小関委員　私物のパソコンにソフトを入れることになるのでしょうか。

○教育長　教育政策課長。

○教育政策課長　それも可能ですが、難しければ区の学校用タブレット等をお渡しすることもできます。ご相談に乗りながら対応いたします。

○教育長　小関委員。

○小関委員　オンラインを希望する場合には事前申出が必要で、状況によっては機器を借りることもできるとの認識でよろしいでしょうか。

○教育長　教育政策課長。

○教育政策課長　そのとおりです。あらかじめ、通信訓練等をしてまいります。

○教育長　小関委員。

○小関委員　資料に記載のとおり、通信障害等により適切な意思決定を行うことができないケースも見込まれます。

　細かいことかもしれませんが、１人がそうなった場合だけでなく、全員がそうなってしまった場合の対応も決めておいた方が良いと思います。

　その点については、いかがでしょうか。

○教育長　教育政策課長。

○教育政策課長　そのようなケースも想定しながら、あらかじめルールを決めてまいります。

○教育長　そのほかはよろしいでしょうか。

　ないようですので、これより第４０号議案「足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

――――――――◇――――――――

○教育長　次に、日程第２を議題といたします。

　教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第２、第４１号議案「令和５年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について」以上。

○教育長　第４１号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いします。

　教育指導部長。

○教育指導部長　それでは、お手元の資料、１２ページをご覧ください。第４１号議案説明資料です。

　まず、小学校使用の教科用図書につきましては、前回の採択後、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がございませんでした。そのため、全ての小学校使用教科用図書につきまして、来年度が令和元年度に採択した教科書を使用する４年目に当たるため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条の規定に基づきまして、引き続き同一の教科用図書を採択いただきたく、ご審議をお願いするものです。

　また、中学校使用教科用図書につきましても、前回の採択後、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がございませんでした。そのため、全ての中学校使用教科用図書につきまして、来年度が令和２年度に採択した教科書を使用する３年目に当たります。

　したがいまして、小学校と同様、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条の規定に基づき、引き続き同一の教科用図書を採択いただきたく、ご審議をお願いするものです。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

　第４１号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かありますでしょうか。

　ないようですので、これより第４１号議案「令和５年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって本案は原案のとおりに議決することにいたします。

――――――――◇――――――――

○教育長　次に、日程第３を議題といたします。

　教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第３、第４２号議案「令和５年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及

び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」以上。

○教育長　第４２号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　それでは、お手元の資料、１４ページをご覧ください。第４２号議案説明資料です。

学校教育法附則第９条において、特別支援学校及び特別支援学級については、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科書を使用することができるという規定がございます。

これに基づき、令和５年度に小中の特別支援学級で使用する教科用図書について、在籍する児童・生徒の発達状況に合わせた選定を実施いたしました。

選定にあたりましては、足立区立小学校使用教科用図書採択要綱、及び足立区立中学校使用教科用図書採択要綱に従いまして、学校教育法附則第９条図書委員会を設置し、各特別支援学級設置校が選定した図書を審査いたしました。その結果が１５ページ以降の令和５年度足立区立小中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧です。これらの採択結果について、ご審議をお願いするものです。私からの説明は以上です。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第４２号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問ございますでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員　教科書を使用している学校現場から、課題や問題は報告されているのでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　各学校から課題や問題はあがっておりませんが、毎年学級に入ってくる子どもたちの状況に合わせて教科書選定をしているため、大変難しい作業になっております。

○近藤委員　承知しました。

○教育長　小関委員。

○小関委員　来年度、小学校の教科書採択が予定されています。

私はこの際、デジタル教科書に関する内容を踏まえて採択する必要があると考えています。区教委にはデジタル教科書に関する新たな情報は届いているのでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　現在のところ、文科省を含めて情報は入ってきておりません。

ただし、デジタル教科書については、現在、実証実験を実施しておりますので、その結果が出たところで何かしらの情報が出るのではないかと考えております。今後も注視してまいります。

○教育長　他にないようですので、これより第４２号議案「令和５年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

――――――――――◇――――――――――

○教育長　次に、日程第４を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第４、第４３号議案「積立金等返還請求調停に関する和解の送付について」以上。

○教育長　第４３号議案について、子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　資料の２８ページをお開きください。第４３号議案説明資料です。

区立保育所の指定管理者に支払う管理運営経費の

執行残高については、積立金として管理することとなっておりましたが、この取扱いについて、当事者間協議を実施いたしました。そこで解決できなかった指定管理者については、民事調停を申し立てて、協議してまいりました。

今回、和解内容がまとまりましたので、地方自治法第９６条第１項第１２号に基づき、議案を提出するものです。

まず、項番１の相手方です。株式会社日本保育サービスです。

項番２の和解の要旨です。（１）の積立金の合計額は７，８６０万円余です。

（２）は、（１）の積立金のうち、区への支払い義務がないことを確認した金額です。こちらは４，９５３万円余です。

（３）です。こちらは協議をして、足立区立五反野保育園の工事を施工することを、相手方が承諾したものです。こちらにつきましては１，３００万円余の金額です。

（４）です。こちらは五反野保育園の保育士の処遇改善の費用で、１，０８０万円余の金額です。

続きまして（５）です。こちらは、この五反野保育園の管理運営業務に係る運転資金として相手方に保有を認めたもので、５２５万円余の金額です。

（３）、（４）、（５）につきましては、今後、運転資金として保有を認めるものの、執行した後に残額が生じた場合は、区へお返しいただくという内容です。

今後の方針ですが、議会の議決が得られた後に和解を成立させます。

３０ページは、先ほど説明いたしました金額の内訳です。後ほど、ご確認いただければと思います。

ご審議をお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第４３号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質問は何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより第４３号議案「積立金等返還請求調停に関する和解の送付について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

――――――――――◇――――――――――

○教育長　次の日程第５、第４４号議案から日程第７、第４６号議案は、足立区教育委員会会議規則第１４条第１項のただし書による人事に関する事件、その他の事件でありますので、非公開の会議としたいと思います。

お諮りいたします。第４４号議案から第４６号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

（傍聴者　退席）

――――（非公開議案審議中）――――

（傍聴人　入室）

――――――――――◇――――――――――

次に、日程第８、教育長報告を議題といたします。

今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は全ての報告が終了しましたら、一括でいただくようお願いいたします。

それでは、（１）について、田巻教育政策課長お願

いします。

教育政策課長。

○教育政策課長　私からは、４月に行いました「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について報告いたします。件名、所管部課名は記載のとおりです。

３１ページの実施結果をご覧ください。小学校２年生以上を対象に、小学校については国語、算数の２科目、中学校については国語、数学、英語の３科目で実施しております。

３２ページは、全体の通過率を経年のグラフで示しております。３３ページは、各学年ごと、教科ごとの通過率、正答率を示しております。

通過率は、目標値を超えた子どもの割合ですが、令和３年度比で全体的に下がっている傾向が見て取れます。

一方、正答率につきましては、全体的に全国平均を上回った状況が見て取れます。表内では、全国値と比較して上回っている部分を太字下線で示しております。

３４ページには所見を記載しております。先ほど申し上げたとおり、通過率からは、コロナ禍により授業実施で手一杯となり、未定着の部分があったことが一部見て取れます。一方で、正答率からは、全国的に厳しい状況の中、当区は何とか持ちこたえていることが見て取れます。

次に項番５の今後の対応です。今年度、全校にＡＩドリルを導入しておりますので、これを最大限有効活用しながら、昨年度までの未定着部分を補っていきたいと考えております。

今後の方針につきましては、資料に記載のとおり、調査結果を取りまとめて、年度内に概要版（リーフレット）を保護者に配布する予定です。説明は以上です。

○教育長　次に、（２）について、八尋教育指導課長お願いいたします。

教育指導課長。

○教育指導課長　３５ページをお開きください。「足立区いじめ等調査委員会答申及び教育委員会の措置について」です。

区内中学校に在籍する生徒の自死につきまして、令和４年１月１７日にいじめ等調査委員会へ諮問を行いました。同５月３１日に調査委員会より答申があり、教育委員会に対して当該答申を尊重した措置を講じて、その内容を報告するよう通知がありましたので報告いたします。

まず、項番１の答申要旨についてです。

いじめ等の事実については、「条例が定める「いじめ」や「不適切な行為」とまでは評価できない。よって、いじめ等の事実とまでは認められない。」とのことでした。

当該生徒の自死については、「いじめや不適切な行為がその原因とは認められない。」とのことでした。

ただし、（３）のとおり、区のとるべき措置に関することとして、「自傷行為を見逃さず学校関係者がその原因を確認し、保護者を含めて生徒等の環境を改善するという積極的関与があれば、今回の自死を回避することができた可能性も否定できない。」との指摘がありました。これを踏まえて、項番２の教育委員会の措置についてをご覧ください。

まず、全校へ今回の内容を周知いたしました。３７ページをご覧ください。６月２８日付で全校宛てに通知しております。

次に、今回の答申に沿った体制を整備いたしました。３８ページから３９ページをご覧ください。自傷行為等が認められたときは、各学校が所定の様式で教育指導課へ報告することを通知しております。

次に、本答申に沿った指導の強化をいたしました。４０ページをご覧ください。チャート図にしておりますが、もし学校が児童・生徒の自傷行為を発見した場合には、必ずこのマニュアルに沿って報告し、関係機関と連携していくことを記載しております。

答申での指摘については、今ご説明した内容で対応しております。説明は以上です。

○教育長　次に（３）について、森田学校支援課長、お願いいたします。

学校支援課長。

○学校支援課長　資料の４１ページをご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

令和２年度より、新型コロナ感染症を理由とした修学旅行の中止等については、キャンセル費用を区が負担してまいりましたが、今年度についても同様の対応を取ってまいります。

項番１の公費負担対象です。「修学旅行延期や中止によるキャンセル料等」、「新型コロナウイルス感染症が理由で参加できなかった個人のキャンセル料等」です。

項番２の予算措置です。資料に記載のとおり、２社から請求がありました４校１０名分のキャンセル料、合計１９万７５５円については、流用により予算措置をして支払います。今後発生する分については、第４回区議会定例会に補正予算を計上して、対応する予定です。私からは以上です。

○教育長　次に（４）、（５）について、飯塚学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長　お手元の資料の４２ページをご覧ください。「「足立区育英資金奨学金通常貸付」募集時期の延期について」です。所管部課名は記載のとおりです。

先ほど、議案で審議いただきました育英資金検討委員会の設置に伴い、令和５年度の通常貸付の募集時期を延期する内容の報告です。新しい制度につきましては、新年度の準備が整い次第、奨学生の募集を実施したいと考えております。

続きまして、４３ページをご覧ください。「就学援助認定基準の引き上げについて」です。所管部課名は記載のとおりです。

物価高騰による家計負担増が子どもの学びに影響を与えるため、早急に対応すべく、就学援助基準額の引き上げを検討しているため報告いたします。

項番１の実施概要です。現在、算定倍率は、生活保護の１．１倍を基準にして認定しておりますが、これを１．２倍に引き上げたいと考えております。申請方法は個別受付です。予算措置ができましたら、１０月１日から倍率を引き上げて審査してまいります。

必要経費は、項番２に記載のとおりです。

なお、当認定を受けた方が中学３年生であった場合、高校の入学準備助成も対象になります。今後の方針にも記載のとおり、当認定者の拡大に伴い、高等学校入学準備助成の対象者も増加することとなりますので、こちらの費用についても９月補正で対応したいと考えております。説明は以上です。

○教育長　次に、（６）について菊地子ども政策課長、お願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長　それでは、４４ページをご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

事業開始から７年目となりました、あだちっ子歯科健診の令和３年度実施結果について報告いたします。

まず、本健診の対象者ですが、通院の有無にかかわらず、４歳から６歳の全ての幼児です。全体の受診率は、前年比０．８ポイント増の９４．１％となっております。

実施概要、詳細な分析結果につきましては、別添資料に記載しております。後ほど、ご覧いただければと思います。

次に、主な成果について２点報告いたします。

１点目は乳歯にむし歯のある子どもの割合です。全ての年齢で前年度より減少いたしました。これは、コロナ禍においても、歯科医師会のご協力の下で継続して歯科健診を行い、着実な治療勧奨につなげることができたことや、各家庭における昼食後の歯磨きなどが、成果として現れたと考えております。

２点目は、施設間における虫歯のり患率の差が縮小している点です。これは、り患率の特に高い施設に対して区の歯科衛生士が重点的に歯科指導を行ったこと、職員向け研修への参加呼びかけと実施が、成果として現れたと考えております。

続きまして４５ページをご覧ください。次に、結果分析から見えてきた課題と対策について、２点ほど説明いたします。

１点目です。虫歯のあるお子さんの割合は大きく

減少しておりますが、５本以上未処置の虫歯があるお子さんは一定数存在しており、特に区立保育園・認定こども園に多い状況です。

このような状況を踏まえ、特に支援が必要な園を抽出して、職員や保護者向けの歯科衛生士による支援を行い、改善を図ってまいります。

４６ページにお進みください。２点目です。未通園児については、年々受診率が上がっておりますが、施設に通っているお子さんと比較するとまだまだ低い状況であり、引き続き対策が必要な状況です。

この点に関しましては、今年度から未通園児のうち、認可外保育施設（３園）通園児について、施設内で健診を受けられるように変更しましたので、確実な受診に繋げてまいります。また、福祉事務所や発達療育施設など、関係機関から引き続き積極的な働きかけを行い、受診率向上に向けた取組を行ってまいります。

最後に、今後の方針です。資料に記載のとおり、引き続き、歯科衛生士による支援を進めてまいります。私からの報告は以上です。

○教育長　次に（７）について、安部子ども施設運営課長、お願いします。

子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長　資料の４７ページをご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

区内小学校１年生を対象に、担任教諭による見取りという形で、小学校第１学年に関するアンケートを実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

項番２の実施時期は、令和４年４月です。おおよそ入学から２週間程度で実施しております。

項番３の結果概要は、アからキまでの内容です。このうち、下線が引いてあるイ、ウ、エ、オ、カは前年度比でマイナスになっております。一方、アとキについては、前年度比でプラスになっております。

項番４の分析には２点記載しております。

１点目ですが、新型コロナウイルス感染症に伴う、２年間にわたる休園や園行事の縮小・中止および行動制限等により、子どもたちの継続した経験機会は減少しました。これが、アンケート結果低下の一因だと考えております。

２点目です。例年１月過ぎから小学校入学に向けた連携事業を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症第６波の影響により中止せざるを得ませんでした。その中でも、接続期カリキュラムに基づき、小学校への接続を意識した保育を実施したことで、アンケート結果の低下を最小限に抑えられたと考えております。

今後の方針ですが、各ブロックにアンケート結果をフィードバックして、保育や連携活動のさらなる改善につなげたいと考えております。私からは以上です。

○教育長　次に（８）、（９）について、蜂谷私立保育園課長、お願いします。

私立保育園課長。

○私立保育園課長　私からはまず、「日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会の運営状況について」を報告いたします。所管部課名は記載のとおりです。

この度、理事の任期満了に伴いまして、新たに理事８名が選任されました。これに伴い、日ノ出町保育園の園長も交代となりました。

この園長交代につきましては、項番３のとおり、法人による保護者説明会が開催されました。この中で、法人から前園長の解雇理由について説明がありました。資料３（３）に記載のとおりですが、「職員の給与から控除した社会保険料の未納」、「園長自身の給与の不適切な昇給」、「通勤手当の不正受給」、「法人事務所へ不法侵入したうえでの書類・データの消去」等々の不正行為があり、解雇となったものです。

５１ページ３（４）に、これに対する保護者からの意見を記載しております。一部の方から前園長を擁護する意見もありましたが、解雇は妥当だとする意見が多数でした。

項番４の区の対応です。新しい理事が選任されましたので、この方々に対して（２）アからエの経過経緯に関する資料をお渡ししました。

今後、新しい理事の方々と問題意識の確認等を実施したいと考えております。

５３ページから５４ページは、これまでの経過経緯をまとめたものです。

次に５５ページをお開きください。「いづみ保育園への対応状況について」を報告いたします。所管部課名は記載のとおりです。

いづみ保育園は、昨年度末に保育士が大量退職したことにより、実質休園状態にある保育園です。

該当園は休園状態でありながら、休止承認申請書の提出をしておりませんでしたが、このたび、７月１２日付でようやく法人から申請書が提出されました。

この間に、都が事務取扱要綱の改正をいたしまして、休止・再開に当たっての条件付けを行っております。この改正に伴い、都からは、再発防止策を講じること等の条件が示されております。

なお、再開時期につきまして、園からは１１月、もしくは１２月を希望との話がありましたが、現時点で正式な届出は出ておりません。

項番３の保育士の確保状況です。定員２０名で再開したいとのことですが、保育士６名が必要なところ、現時点で一人も採用できていないとの報告を受けております。

５６ページ以降に経過経緯をまとめております。後ほどご覧ください。私からは以上です。

○教育長　次に（１０）から（１２）について、平塚子ども施設入園課長、お願いします。

子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長　５８ページをお開きください。私からはまず、「ベビーシッター利用支援事業の新規実施について」です。

これは、東京都の補助事業を利用して、ベビーシッター利用支援事業を実施する内容です。実施する事業としては、一時預かり支援という名目になります。

利用対象者は未就学児で、利用理由は「問わない」としております。補助額の上限、利用時間の上限、ベビーシッターの要件等は記載のとおりです。

項番３の利用見込みですが、近隣区の実施状況を基に令和４年度は１８７人を見込んでおります。

令和５年度は、通年での利用実績がある荒川区を参考に積算しております。荒川区では、就学前人口の２．６％前後の方の利用実績があるため、足立区に換算し直し、７０７人の利用を見込んでおります。

こちらにつきましては、９月の補正予算案に計上しておりますので、議決を得られた場合は東京都に事業開始の届出をいたします。おおむね、２週間程度で事業者登録が済む予定ですので、１０月半ば以降の実施を検討しております。

次に、５９ページをお開きください。「令和５年４月保育施設利用申込受付について」を報告いたします。所管部課名は記載のとおりです。

まず、利用申込案内の配布についてですが、１０月２４日からの配布開始を検討しており、これに向けて原稿を作っております。

配布場所につきましては、イの表に記載のとおり、３か所を予定しております。利用申込受付期間につきましては、１１月１８日を開始日、１２月５日を最終日としております。受付場所・方法につきましては、区役所、郵送、オンライン申請の３種類で対応いたします。

６０ページをお開きください。項番２の令和５年４月入所における主な見直し点ですが、調整指数について、２点の見直しを行います。

（１）につきましては、若干条件を緩和するものです。預託期間「２か月以上」の規定を廃止して、申込み時点で認証保育所に預託している場合は２点を加点する形に変更いたします。

（２）につきましては、「足立区教育委員会が特に必要と認める場合」を適用して加点していたものを、新たな指数として独立させることで、認可外保育施設の年齢上限により卒園する場合に調整指数として４点の加点をすることを、区民の皆様に分かりやすく変更するものです。

項番３の小規模保育、家庭的保育事業の卒園児の先行利用調整につきましては、既に園を通じて在園児の方に申請書類をお渡ししております。募集人数

につきましては、２００人程度を見込んでおります。

項番４の保育コンシェルジュによる相談体制につきましては、４月の利用申込みに向けて、様々な活動を行っております。

昨年度は、新規でオンライン相談、オンライン説明会を実施して、一昨年度比で相談件数が増加いたしました。

今年度は、オンライン相談は昨年度よりも若干軽少に推移しておりますが、その代わり区役所での相談、窓口での相談が増えております。通年通してみないと分からないため、今後も推移を確認してまいります。

個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供を行うほか、相談者が抱える悩みを解決するための専門窓口へつなぐなど、きめ細やかな相談を実施しており、昨年度はそのような内容の相談を３６件受けております。トピックとして報告いたします。

６２ページは、先ほどご説明しました調整指数の対照表です。

続きまして、６３ページをお開きください。「保育施設の臨時休園等に伴う保育料還付誤りについて」を報告いたします。所管部課名は記載のとおりです。

新型コロナウイルス感染症による保育施設の臨時休園等に伴い、令和４年１月分の保育料を誤って過大に還付したことについて報告いたします。

対象園数、還付件数、還付総額等は記載のとおりです。

６４ページをお開きください。項番４の原因です。１月に関しては、件数が大幅に増加したため、これまで月１回行っていた日割り減額処理を月２回に増やしました。また、職員による個別処理からデータを活用した一括処理に変更いたしました。この２回目の処理を行う際、還付額を誤ってしまったものです。

還付状況ですが、おおむね処理は済んでおります。１件だけ確認が取れておりませんので、引き続き対応してまいります。説明は以上です。

○教育長　次に（１３）について、大塚西部地区建設課長、お願いいたします。

西部地区建設課長。

○西部地区建設課長　お手元の資料、６５ページをご覧ください。「給食調理室エアコン設置事業の進捗状況について」を報告いたします。所管部署名は記載のとおりです。

令和４、５年度に実施する給食調理室エアコン設置事業ですが、令和４年度４６校、令和５年度４４校の計９０校に設置します。詳細につきましては、お手元の資料６７ページに学校名を記載しております。

令和４年度の工事の進捗ですが、９月１日の使用開始に向けて、現在進めております。

令和５年度の設置に向けては、現在調査を実施しております。対象校４４校について、項番２（１）、（２）、（３）に書かれている項目を調査しております。資料６８ページ以降は調査報告書の参考例です。

表に記載のとおり、８月までに報告書をまとめて、９月以降に令和５年度分工事の発注準備を進めます。

令和５年度設置の発注方法につきましては、今年度と同様にリース発注で進めていきます。リースのメリットにつきましては、項番３（２）、（３）に記載のとおりです。

なお、項番４には、令和３年度、４年度の契約実績について、工事発注の費用とリース発注の費用を比較して記載しております。

今後の方針ですが、学校関係者と調整をしながら学校運営に支障のないように進めてまいります。私からは以上です。

○教育長　ただいま各所管から報告事項がありました。これらの件について、各委員からご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。いかがしょうか。

小関委員。

○小関委員　４点あります。

１点目は、「令和４年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について」です。

項番５の今後の対応の２つ目にある「課題のある学校・教員には特に重点的に支援にあたる。」とは、

具体的にどのような支援を行うのでしょうか。

２点目は、「足立区いじめ等調査委員会答申及び教育委員会の措置について」です。

今回の答申を受けて、教育委員会の措置としては、学校に児童・生徒の自傷行為等の報告書提出を求めていますが、学校だけで把握できるものでしょうか。家庭で気付いていた部分があったものの、学校に伝わっていなかったこともあるのではないでしょうか。

学校による自傷行為の把握が前提となっていますが、家庭での把握も必要であり、こうした点を各家庭に啓発する必要もあると考えます。教育委員会としては、どのように考えているのでしょうか。

３点目は、「「足立区育英資金奨学金通常貸付」募集時期の延期について」です。

理由に、「現制度の見直しを検討」とありますが、具体的にどのような点を見直すのでしょうか。

４点目は、「令和３年度あだちっ子歯科健診の実施結果について」です。

治療費等を含めて無償であるにもかかわらず、治療をしないのは、何か根本的な原因があるのだと思います。その点について、わかっていることを教えてください。

○教育長　教育政策課長。

○教育政策課長　委員ご指摘の内容は、人的支援の部分だと思います。

これに対しては、学力定着指導員等が学校を巡回する中で、各学校の課題に対して指導・助言をしてまいります。

また、授業の中で学力を保証していくことが一番大事だと考えておりますが、当区は若手教員が多い事情もあります。この点については、教科指導専門員制度を導入しておりますので、横一線ではなく、課題や状況に応じて巡回数を増加させるなど、柔軟に対応してまいります。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　自傷行為の把握についてですが、学校で把握できる部分は、今回ご報告した内容で対応いたします。

一方で、委員ご指摘のとおり、家庭でしか見えない部分もあると考えております。こうした部分については、ＳＣやＳＳＷの相談から得た情報や家庭と連携が取れている状態であれば家庭との面談により把握したいと考えております。

困難となるのは、家庭でも相談できず、学校でも相談できない子どもたちに対するアプローチです。身体的な変化があれば、体育等の場面で気付くこともできるのですが、オーバードーズについては把握困難です。

こうした部分については、意識調査、普段の行動観察、家庭状況の把握等、様々な形でアンテナを張るしかないと考えておりますので、研修等を通じて教員への意識づけを行ってまいります。これと併せて、各家庭にも様々な機会を通じて、「このような相談窓口があります」「このような状況になった時は必ず相談してください」といった情報提供を行ってまいります。

○教育長　学務課長。

○学務課長　現行の制度は貸付と返済支援助成です。貸付については、全国レベルの学生向け調査において、低所得世帯の学生ほど返済に不安を抱えていることがわかっております。

また、区の貸付制度は、連帯保証人が２人必要であるため、ひとり親世帯等が利用するにあたり、非常にハードルが高いとの声があります。

こうした点を踏まえ、貸与ではなく給付も視野に入れた制度の検討を進めたいと考えております。説明は以上です。

○教育長　子ども政策課長。

○子ども政策課長　歯科健診に関するご質問についてお答えいたします。

現場からは、無償にもかかわらず受診しない理由として、「乳歯は幾ら虫歯になっても抜けてしまうので問題ない」という考えをお持ちの方が一定数いると聞いております。

乳歯はいずれ抜けますが、永久歯に影響するため、理解いただけるような動画や指導を通じて、丁寧に

説明しております。まだ、ご理解いただけていない部分もあると思いますので、引き続き丁寧に説明してまいります。

○教育長　近藤委員。

○近藤委員　「足立区いじめ等調査委員会答申及び教育委員会の措置について」です。

答申では、自傷行為が友人関係と関連付けられておりましたが、先ほどの発言のとおり、家庭状況も深く関連していると思います。その結果として、周りの生徒と上手く関係が築けずにいじめに遭っている可能性もあるのではないでしょうか。

また、自傷行為が確認された場合は、まず保護者の協力を得ながら、鬱傾向があるかどうかを確認することが必要です。

自傷行為というと友人関係と関連させがちですが、その子の内面的なものにも気を付ける必要があると思います。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　委員ご発言のとおり、ぱっと見だけでは、その子の様子はわかりません。

したがって、学校だけで収めるのではなく、様々な関係機関に関わってもらうことを大切にしております。

ＳＣ、ＳＳＷ、福祉事務所、衛生部関係所管、台東少年センター、練馬鑑別所等々、あらゆる方面から対象児童・家庭にアプローチをしながら取り組んでおります。

それでも見えない部分はありますので、知識を得ながら、より連携を深めてまいります。

○近藤委員　承知しました。

○教育長　ほかにありますでしょうか。

○近藤委員　１点伺います。

○教育長　近藤委員。

○近藤委員　「ベビーシッター利用支援事業の新規実施について」です。

項番３の利用見込みで、令和４年度と令和５年度の積算をされているのですが、積算方法が異なっています。これについて説明をお願いします。

○教育長　子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長　まず、（１）は年度途中の利用の見込みです。こちらの積算については、近隣区の利用状況を１か月当たりに割り直して、６倍しております。したがって、葛飾区、江戸川区、荒川区、北区、豊島区の１か月当たりの利用件数を概ね６倍したものとなっております。

次に（２）ですが、通年で実績のある区は荒川区のみです。荒川区の実績がおおむね２．６％だったため、これを横引きしております。

○近藤委員　承知しました。

○教育長　そのほかはございますか。ないようですので、報告事項を終了といたします。その他で何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第８回足立区教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後４時７分閉会

令　和　４　年　第　８　回
足　立　区　教　育　委　員　会　定　例　会

日　　時　　令和４年８月１２日　金曜日　午後３時００分開議
会　　場　　教育委員会室

１　議 事 日 程

			頁
日程第１	第４０号議案	足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則……	３
日程第２	第４１号議案	令和５年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について……	９
日程第３	第４２号議案	令和５年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について…	１３
日程第４	第４３号議案	積立金等返還請求調停に関する和解の送付について……	２６
日程第５	第４４号議案	足立区いじめ等問題対策委員会委員の委嘱について……	別冊
日程第６	第４５号議案	足立区育英資金検討委員会委員の委嘱及び任命について……	別冊
日程第７	第４６号議案	足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会委員の委嘱及び任命について……	別冊
日程第８		教育長報告	

２　報 告 事 項

（１）　令和４年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について
《田巻　教育政策課長》　３１
（２）足立区いじめ等調査委員会答申及び教育委員会の措置について
《八尋　教育指導課長》　３５
（３）修学旅行中止に伴うキャンセル料等費用負担について
《森田　学校支援課長》　４１
（４）「足立区育英資金奨学金通常貸付」募集時期の延期について
《飯塚　学務課長》　４２
（５）就学援助認定基準額の引き上げについて
《飯塚　学務課長》　４３
（６）令和３年度あだちっ子歯科健診の実施結果について
《菊地　子ども政策課長》　４４
（７）「小学校第１学年に関するアンケート」実施結果について
《安部　子ども施設運営課長》　４７
（８）社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について
《蜂谷　私立保育園課長》　５０
（９）いづみ保育園への対応状況について
《蜂谷　私立保育園課長》　５５
（10）ベビーシッター利用支援事業の新規実施について
《平塚　子ども施設入園課長》　５８

（11）令和５年４月保育施設利用申込受付について
《平塚　子ども施設入園課長》　５９
（12）保育施設の臨時休園等に伴う保育料の還付誤りについて
《平塚　子ども施設入園課長》　６３
（13）給食調理室エアコン設置事業の進捗状況について
《大塚　西部地区建設課長》　６５

３　情 報 連 絡 事 項

（１）令和３年度幼保小連携活動の報告について　［子ども施設運営課］　７５
（２）事業実施報告・実施予定　［青少年課］　７６
（３）「不登校の子をもつ保護者のための交流会」の開催について　［教育相談課］　７７
（４）行事実施結果・実施予定　［生涯学習振興公社］　７８

第４０号議案

足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和４年８月１２日

提出者　　足立区教育委員会教育長　　大山　日出夫

足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会会議規則（平成１２年足立区教育委員会規則第４５号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１条を加える。

（オンライン会議システムを活用した会議）

第２条の２　教育長は、委員会の会議について、インターネット等を介して映像、音声等を共有することができるシステム（以下「オンライン会議システム」という。）を活用して行うことができる。

２　前項の規定によりオンライン会議システムを活用して会議に参加した教育長及び委員は、会議に出席したものとみなす。

３　オンライン会議システムでの出席を希望する委員は、あらかじめ教育長の許可を得なければならない。ただし、会議の招集に際し、教育長が当該委員に対しオンライン会議での出席を求めた場合は、この限りでない。

第５条の見出し中「の届出」を削り、同条に次の１項を加える。

２　第２条の２の規定によりオンライン会議システムを活用した会議を行うとき、通信障害等により議事の進行に障害が生じ、映像等により適切に意思決定を行うことができない者については、欠席の扱いとする。

第１５条に次の２項を加える。

２　教育長は、必要と認めるときは、オンライン会議システムを活用して、関係職員を会議に参加させることができる。

３　オンライン会議システムを活用して会議に参加した関係職員は、会議に出席したものとみなす。

第２２条中「議場にいない教育長及び委員は採決に加わることができない」を「会議に出席している教育長及び委員（オンライン会議システムを活用して会議に出席している者を含む。）は採決に加わらなければならない」に改める。

付　則

この規則は、令和４年９月１日から施行する。

（提案理由）

オンライン会議の開催に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 ４ ０ 号 議 案 説 明 資 料

令和４年８月１２日

件　　名	**足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	**１　改正理由** 新型コロナウイルス感染症への対応として、オンライン会議システムを活用した会議の開催が必要であるため。 **２　主な改正内容**（詳細はＰ６～８の新旧対照表のとおり） **（１）オンライン会議システムを活用した会議（第２条の２）** ・　教育長及び教育委員のオンライン会議システムを活用した会議への出席を規定 ・　オンライン会議システム利用時の教育長への事前申請を規定 **（２）欠席等（第５条）** オンライン会議システム利用時において、通信障害等により、適切な意思決定が困難となった場合の取り扱い（欠席）を規定 **（３）関係職員の出席（第 15 条）** 関係職員（教育委員会事務局幹部職員等）のオンライン会議システムを活用した会議への出席を規定 **（４）採決への参加（第 22 条）** 会議に出席している教育長及び教育委員のオンライン会議システムを活用した採決への参加を規定 **３　施行年月日** 令和４年９月１日
今後の方針	

足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区教育委員会会議規則 平成12年７月14日教育委員会規則第45号 改正 平成14年６月11日教育委員会規則第11号 平成24年４月１日教育委員会規則第７号 平成24年11月９日教育委員会規則第14号 平成27年３月13日教育委員会規則第７号 平成28年３月15日教育委員会規則第１号 平成30年３月13日教育委員会規則第３号 令和２年８月４日教育委員会規則第17号 （新設）	○足立区教育委員会会議規則 平成12年７月14日教育委員会規則第45号 改正 平成14年６月11日教育委員会規則第11号 平成24年４月１日教育委員会規則第７号 平成24年11月９日教育委員会規則第14号 平成27年３月13日教育委員会規則第７号 平成28年３月15日教育委員会規則第１号 平成30年３月13日教育委員会規則第３号 令和２年８月４日教育委員会規則第17号 令和４年●月●日教育委員会規則第●号
第１条（省略）	第１条（現行のとおり）
（会議の種類） 第２条　委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。 ２　定例会は、毎月１回開催するものとし、期日は教育長があらかじめ告示する。ただし、特別の事由があるときは、教育長はこれを変更することができる。 ３　臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は委員の３分の１以上から会議に付すべき事件を示して会議の招集の請求があったときに、これを招集しなければならない。 ４　定例会及び臨時会は会議の議決により会期を延長することができる。	（会議の種類） 第２条　委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。 ２　定例会は、毎月１回開催するものとし、期日は教育長があらかじめ告示する。ただし、特別の事由があるときは、教育長はこれを変更することができる。 ３　臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は委員の３分の１以上から会議に付すべき事件を示して会議の招集の請求があったときに、これを招集しなければならない。 ４　定例会及び臨時会は会議の議決により会期を延長することができる。
（新設）	（オンライン会議システムを活用した会議） 第２条の２　教育長は、委員会の会議について、インターネット等を介して

改正前	改正後
	映像、音声等を共有することができるシステム（以下「オンライン会議システム」という。）を活用して行うことができる。 ２　前項の規定によりオンライン会議システムを活用して会議に参加した教育長及び委員は、会議に出席したものとみなす。 ３　オンライン会議システムでの出席を希望する委員は、あらかじめ教育長の許可を得なければならない。ただし、会議の招集に際し、教育長が当該委員に対しオンライン会議システムでの出席を求めた場合は、この限りでない。
第３条～第４条（省略）	第３条～第４条（現行のとおり）
（欠席等の届出） 第５条　委員は、会議を欠席しようとするとき、又は会議の開始の時刻までに会議に出席することができないときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。	（欠席等　　） 第５条　委員は、会議を欠席しようとするとき、又は会議の開始の時刻までに会議に出席することができないときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。
（新設）	２　第２条の２の規定によりオンライン会議システムを活用した会議を行うとき、通信障害等により議事の進行に障害が生じ、映像等により適切に意思決定を行うことができない者については、欠席の扱いとする。
第６条～第 14 条（省略）	第６条～第14条（現行のとおり）
（関係職員の出席） 第15条　教育長は、必要に応じて関係職員を出席させることができる。	（関係職員の出席） 第15条　教育長は、必要に応じて関係職員を出席させることができる。
（新設）	２　教育長は、必要と認めるときは、オンライン会議システムを活用して、関係職員を会議に参加させることができる。
（新設）	３　オンライン会議システムを活用して会議に参加した関係職員は、会議に出席したものとみなす。
第 16 条～第 21 条（省略）	第16条～第21条（現行のとおり）

改正前	改正後
（採決への参加） 第22条　採決の際、議場にいない教育長及び委員は採決に加わることができない。 第 23 条～第 36 条（省略）	（採決への参加） 第22条　採決の際、会議に出席している教育長及び委員（オンライン会議システムを活用して会議に出席している者を含む。）は採決に加わらなければならない。 第23条～第36条（現行のとおり） 付　則（令和４年●月●日教委規則第●号） この規則は、令和４年９月１日から施行する。

第４１号議案

令和５年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について

上記の議案を提出する。

令和４年８月１２日

提出者　　足立区教育委員会教育長　　大山　日出夫

令和５年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条・第１４条及び同施行令第１４条の規定に基づき、令和５年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書を採択する。

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条・第１４条及び同施行令第１４条の規定に基づき、令和５年度から使用する小学校使用教科用図書（全教科・全種目）及び中学校使用教科用図書（全教科・全種目）を採択する必要があるため、この案を提出いたします。

足立区立小学校　令和５年度 使用教科用図書予定一覧

教科	種目	図書名	発行者
国　語	国　語	ひろがる言葉　小学国語	教育出版株式会社
	書　写	小学　書写	教育出版株式会社
社　会	社　会	小学社会	日本文教出版株式会社
	地　図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	株式会社帝国書院
算　数	算　数	小学算数	教育出版株式会社
理　科	理　科	みんなと学ぶ　小学校理科	学校図書株式会社
生　活	生　活	せいかつ	教育出版株式会社
音　楽	音　楽	小学音楽 音楽のおくりもの	教育出版株式会社
図画工作	図画工作	図画工作	日本文教出版株式会社
家　庭	家　庭	新しい家庭	東京書籍株式会社
体　育	保　健	新しい保健	東京書籍株式会社
外国語	英　語	NEW HORIZON Elementary English Course	東京書籍株式会社
特別の教科 道　徳	道　徳	新・みんなの道徳	株式会社学研教育みらい

足立区立中学校　令和５年度 使用教科用図書予定一覧

教科	種目	図書名	発行者
国語	国語	国語	光村図書出版株式会社
	書写	中学書写	教育出版株式会社
社会	地理的分野	社会科　中学生の地理 世界の姿と日本の国土	株式会社帝国書院
	地図	中学校社会科地図	株式会社帝国書院
	歴史的分野	中学社会　歴史的分野	日本文教出版株式会社
	公民的分野	中学社会　公民的分野	日本文教出版株式会社
数学	数学	中学数学	教育出版株式会社
理科	理科	新しい科学	東京書籍株式会社
音楽	一般	中学生の音楽	株式会社教育芸術社
	器楽合奏	中学生の器楽	株式会社教育芸術社
美術	美術	美術	日本文教出版株式会社
保健体育	保健体育	新しい保健体育	東京書籍株式会社
技術・家庭	技術分野	新しい技術・家庭 技術分野	東京書籍株式会社
	家庭分野	新しい技術・家庭 家庭分野	東京書籍株式会社
外国語	英語	NEW HORIZON English Course	東京書籍株式会社
特別の教科 道徳	道徳	中学道徳　とびだそう未来へ	教育出版株式会社

第４１号議案説明資料

令和４年８月１２日

件　　名	**令和５年度足立区立小学校使用教科用図書及び足立区立中学校使用教科用図書の採択について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	**１　提案理由** 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条・第１４条及び同施行令第１４条の規定に基づき、令和５年度から使用する小学校使用教科用図書及び中学校使用教科用図書を令和４年８月３１日までに採択する必要があるため。 **２　採択内容** （１）採択教科 全教科・全種目 （２）採択する教科書 ・　小学校 小学校使用教科用図書については、来年度が令和元年度に採択した教科書を使用する４年目にあたるため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条の規定に基づき、引き続き同一の教科用図書を採択する。 ・　中学校 中学校使用教科用図書については、来年度が令和２年度に採択した教科書を使用する３年目にあたるため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１５条の規定に基づき、引き続き同一の教科用図書を採択する。
今後の方針	

第４２号議案

令和５年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

上記の議案を提出する。

令和４年８月１２日

提出者　足立区教育委員会教育長　　大山　日出夫

令和５年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条及び学校教育法附則第９条の規定に基づき、令和５年度足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧記載の図書について、令和５年度足立区立小学校特別支援学級及び足立区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書として採択する。

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条及び学校教育法附則第９条の規定に基づき、令和５年度の足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書を採択する必要があるので、この案を提出いたします。

第 ４ ２ 号 議 案 説 明 資 料

令和４年８月１２日

件　　名	**令和５年度足立区立小学校特別支援学級使用教科用図書及び足立区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	**１　提案理由** 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条及び学校教育法附則第９条の規定に基づき、小学校特別支援学級使用教科用図書及び中学校特別支援学級使用教科用図書を令和４年８月３１日までに採択する必要があるため。 **２　採択する教科書** 特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達状況にあった図書を、次の中から選定し教科書として採択する。 （１）「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和５年度使用）」に記載の知的障害者用教科書 （２）その他絶版の恐れがない令和５年度に供給が見込まれる一般図書 **３　図書選定の状況** 足立区立小学校使用教科用図書採択要綱及び足立区立中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、（※）学校教育法附則第９条図書委員会を設置し、選定図書の審査を行った。 ６月　７日（火）　特別支援学級設置校へ図書選定依頼 ７月２１日（木）　図書委員会開催 ※　教育指導課長、こども支援センターげんき担当指導主事、特別支援学級設置小学校長３名、特別支援学級設置中学校長２名で構成される。 **４　審査結果** ７月２７日（水）　「令和５年度足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧（Ｐ１５～１７参照）」を教育長に提出
今後の方針	採択された教科用図書の名称・必要数等について、学務課から都に報告する（９月予定）。

令和5年度 足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

（国語）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	こくご☆☆	東京書籍
2	小	こくご☆☆☆	東京書籍
3	中	国語☆☆☆☆	東京書籍
4	中	国語☆☆☆☆☆	東京書籍
5	中	くらしに役立つ国語	東洋館出版
6	中	ひとりだちするための国語	日本教育研究出版

（書写）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	極める！ペン字・筆文字練習帳	コスミック出版
2	中	わかりやすい毛筆の基本	日本習字普及協会

（社会）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	みぢかなかがくシリーズ　町の水族館・町の植物園	福音館
2	小	東京パノラマたんけん	小峰書店
3	小	にっぽんちず絵本	戸田デザイン
4	小	いちばんわかりやすい　小学生のための学習世界地図帳	成美堂出版
5	中	読んで見て楽しむ　日本地図帳　増補改訂版	学研
6	中	読んで見て楽しむ　世界地図帳　増補改訂版	学研
7	中	くらしに役立つ社会	東洋館出版
8	中	超ビジュアル！日本の歴史人物大事典	西東社

（算数・数学）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	さんすう☆☆（1）	教育出版
2	小	さんすう☆☆（2）	教育出版
3	小	さんすう☆☆☆	教育出版
4	中	数学☆☆☆☆	教育出版
5	中	数学☆☆☆☆☆	教育出版
6	中	くらしに役立つ数学	東洋館出版
7	中	くらしに役立つワーク数学	東洋館出版
8	中	ひとりだちするための算数・数学	日本教育研究出版

（理科）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	絵本図鑑シリーズ8　やさいのずかん	岩崎書店
2	小	改定新版体験を広げるこどものずかん4　はなとやさい・くだもの	ひかりのくに
3	小	こどものずかんMio12　きせつとしぜん	ひかりのくに
4	小	福音館の科学シリーズ　地球	福音館
5	中	自立生活ハンドブック4　からだ！！げんき！？	育成会
6	中	くらしに役立つ理科	東洋館出版
7	中	新しい教養のための理科　応用編1	誠文堂新光社
8	中	小学理科か・ん・ぺ・き新しい教養のための理科　基礎編	誠文堂新光社

（生活）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	選定本なし	

（知的障害特別支援学校小学部の教科である生活※）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	選定本なし	

※小学校特別支援学級において知的障害及び知的障害を併せ有する児童を教育する場合は、知的障害特別支援学校小学部の教科である生活を選定することができる。この場合、小学校の社会・理科・生活・家庭の各教科の検定済教科書は選定できない。

（音楽）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	音楽☆☆☆☆	東京書籍
2	中	音楽☆☆☆☆☆	東京書籍
3	中	MY　SONG　クラス合唱用　6訂版	教育芸術社
4	中	コーラスフェスティバル混声合唱曲集	正進社

（図画工作）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	選定本なし	

（技術・家庭）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	ひとりでできるもん！□のしいたまご料理	金の星社
2	小	子どものマナー図鑑3　でかけるときのマナー	偕成社
3	中	職業・家庭たのしい職業科　わたしの夢につながる	開隆堂出版
4	中	職業・家庭たのしい家庭科　わたしのくらしに生かす	開隆堂出版
5	中	くらしに役立つ家庭	東洋館出版
6	中	夢を育む技術、職業　未来に向かって	開隆堂出版
7	中	共に生きる家庭科　自立を目指して	開隆堂出版

（保健・保健体育）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	小	やさしいからだのえほん4　□しばはどうしてできるの？	金の星社
2	小	やさしいからだのえほん1　からだのなかはどうなっているの？	金の星社
3	小	改定新版体験を広げる□どものずかん9　からだとけんこう	ひかりのくに
4	小	かがくのとも絵本　きゅうきゅうばこ新版	福音館
5	中	子どもとマスターする58のからだの知識　イラスト版からだのしくみとケア	合同出版
6	中	くらしに役立つ保健体育	東洋館出版
7	中	ステップアップ中学体育2022	大修館書店
8	中	中学体育実技　東京都版改訂新版	学研教育みらい
9	中	図解中学体育東京版	あかつき教育図書

（道徳）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	4年生（採択教科書）	―
2	中	5年生（採択教科書）	―

（美術）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	あーとぶっく1ゴッホの絵本 うずまきぐるぐる	小学館

（英語）

No.	小・中	一般図書名	発行者名
1	中	CDつき絵で学ぶ小学生の英語レッスン　ABCから英会話まで	成美堂出版
2	中	CDつき　楽しく歌える英語のうた	成美堂出版
3	中	CDつき小学生の英語レッスン　絵でみて学ぼう英会話	成美堂出版
4	中	学ぼう！英語　単語・発音・アルファベット	数研
5	中	Learning World①	アプリコット出版

特別支援学校用
（小・中学部）

教　科　書　目　録

（令和５年度使用）

令和４年４月
文部科学省

（別　表）

区　分	小学部 種目	種類数	点数	中学部 種目	種類数	点数
視覚障害者用		種	点		種	点
	［点字版］			［点字版］		
	国語	1	22	国語	1	18
	社会	1	24	社会（地理的分野）	1	12
	算数	1	60	社会（歴史的分野）	1	10
	理科	1	20	社会（公民的分野）	1	12
	英語	1	6	数学	1	27
	道徳	1	12	理科	1	35
				英語	1	21
				道徳	1	6
小計		6種	144点		8種	141点
		（4者）			（5者）	
聴覚障害者用	言語指導	1	6	言語	1	1
小計		1	6		1	1
		（1者）			（1者）	
知的障害者用	国語	1	3	国語	1	2
	算数	1	4	数学	1	2
	音楽	1	3	音楽	1	2
小計		3	10		3	6
		（2者）			（2者）	
合計		10	160		12	148
		（6者）			（7者）	

はしがき

1　この教科書目録は，「教科書の発行に関する臨時措置法」第６条第１項の規定により，指定教科書発行者の届出に基づき文部科学省において作成したものです。

2　特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書は，「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第１３条第５項等の規定により，この目録に登載された教科書のうちから採択しなければなりません。
（学校教育法附則第９条の規定による教科用図書を除く。）

なお，特別支援学校小・中学部学習指導要領に規定するところにより，特に必要があって，各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を，当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって替える場合においては，当該児童・生徒が属する学年よりも下の学年用の教科書を採択することもできます。

3　目録中，予定定価欄に記載された金額は，書目の届出時において設定された予定額であり，実際に使用される際の定価は，文部科学大臣により認可されます。このため，予定定価と実際に使用される際の定価が異なることがあります。

4　この目録に登載された特別支援学校用教科書の種目別の種類数・点数は，別表のとおりです。

目　次

小学部視覚障害者用

［点字版］　ページ
- 国　語 …… 1
- 社　会 …… 2
- 算　数 …… 4
- 理　科 …… 10
- 外国語（英語） …… 11
- 道　徳 …… 12

中学部視覚障害者用

［点字版］
- 国　語 …… 13
- 社会（地理的分野） …… 14
- 社会（歴史的分野） …… 16
- 社会（公民的分野） …… 17
- 数　学 …… 18
- 理　科 …… 20
- 外国語（英語） …… 22
- 道　徳 …… 24

小学部聴覚障害者用
- 言語指導 …… 25

中学部聴覚障害者用　ページ
- 言　語 …… 25

小学部知的障害者用
- 国　語 …… 26
- 算　数 …… 26
- 音　楽 …… 26

中学部知的障害者用
- 国　語 …… 27
- 数　学 …… 27
- 音　楽 …… 27

発行者一覧 …… 28

特別支援学校小学部視覚障害者用［点字版］

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	1	国語 A-141	こくご 点字導入編	B5 126	10,372	平31	文部科学省
		国語 A-142	こくご 1−1	B5 94	7,738	平31	
		国語 A-143	こくご 1−2	B5 128	10,537	平31	
	2	国語 A-241	こくご 2−1	B5 214	17,616	平31	
		国語 A-242	こくご 2−2	B5 118	9,714	平31	
		国語 A-243	こくご 2−3	B5 116	9,549	平31	
	3	国語 A-341	国語 3−1	B5 134	11,031	平31	
		国語 A-342	国語 3−2	B5 198	16,299	平31	
		国語 A-343	国語 3−3	B5 124	10,208	平31	
		国語 A-344	国語 3−4	B5 162	13,336	平31	
	4	国語 A-441	国語 4−1	B5 146	12,019	平31	
		国語 A-442	国語 4−2	B5 168	13,830	平31	
		国語 A-443	国語 4−3	B5 124	10,208	平31	
		国語 A-444	国語 4−4	B5 182	14,982	平31	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	4	社会 A-441	社会 4−1	B5 164	16,411	平31	文部科学省
		社会 A-442	社会 4−2	B5 242	24,216	平31	
		社会 A-443	社会 4−3	B5 172	17,211	平31	
		社会 A-444	社会 4−4	B5 224	22,415	平31	
		社会 A-445	社会 4−5	B5 218	21,814	平31	
	5	社会 A-541	社会 5−1	B5 282	28,219	平31	
		社会 A-542	社会 5−2	B5 190	19,013	平31	
		社会 A-543	社会 5−3	B5 154	15,410	平31	
		社会 A-544	社会 5−4	B5 240	24,016	平31	
		社会 A-545	社会 5−5	B5 276	27,618	平31	
		社会 A-546	社会 5−6	B5 174	17,411	平31	
		社会 A-547	社会 5−7	B5 204	20,413	平31	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	5	国語 A-541	国語 5−1	B5 184	15,147	平31	文部科学省
		国語 A-542	国語 5−2	B5 132	10,866	平31	
		国語 A-543	国語 5−3	B5 196	16,135	平31	
		国語 A-544	国語 5−4	B5 148	12,183	平31	
	6	国語 A-641	国語 6−1	B5 172	14,159	平31	
		国語 A-642	国語 6−2	B5 140	11,525	平31	
		国語 A-643	国語 6−3	B5 172	14,159	平31	
		国語 A-644	国語 6−4	B5 148	12,183	平31	

社会　社会

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	3	社会 A-341	社会 3−1	B5 214	21,414	平31	文部科学省
		社会 A-342	社会 3−2	B5 178	17,812	平31	
		社会 A-343	社会 3−3	B5 130	13,009	平31	
		社会 A-344	社会 3−4	B5 130	13,009	平31	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	6	社会 A-641	社会 6−1	B5 176	17,612	平31	文部科学省
		社会 A-642	社会 6−2	B5 178	17,812	平31	
		社会 A-643	社会 6−3	B5 188	18,812	平31	
		社会 A-644	社会 6−4	B5 216	21,614	平31	
		社会 A-645	社会 6−5	B5 206	20,614	平31	
		社会 A-646	社会 6−6	B5 200	20,013	平31	
		社会 A-647	社会 6−7	B5 184	18,412	平31	
		社会 A-648	社会 6−8	B5 212	21,214	平31	

算数　算数

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	1	算数 A-141	さんすう 触って学ぶ導入編	B5 184	18,147	平31	文部科学省
		算数 A-142	さんすう 1−1	B5 134	13,216	平31	
		算数 A-143	さんすう 1−2	B5 94	9,271	平31	
		算数 A-144	さんすう 1−3	B5 170	16,766	平31	
		算数 A-145	さんすう 1−4	B5 178	17,555	平31	
		算数 A-146	さんすう 1−5	B5 152	14,991	平31	
		算数 A-147	さんすう 1−6	B5 156	15,386	平31	
		算数 A-148	さんすう 1−7	B5 150	14,794	平31	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	2	算数 A-241	さんすう 2−1	B5 143	14,202	平31	文部科学省
		算数 A-242	さんすう 2−2	B5 138	13,610	平31	
		算数 A-243	さんすう 2−3	B5 174	17,161	平31	
		算数 A-244	さんすう 2−4	B5 160	15,780	平31	
		算数 A-245	さんすう 2−5	B5 222	21,895	平31	
		算数 A-246	さんすう 2−6	B5 192	18,936	平31	
		算数 A-247	さんすう 2−7	B5 118	11,638	平31	
		算数 A-248	さんすう 2−8	B5 148	14,597	平31	
		算数 A-249	さんすう 珠算編1	B5 116	11,441	平31	
		算数 A-250	さんすう 珠算編2	B5 170	16,766	平31	
		算数 A-251	さんすう 珠算編3	B5 158	15,583	平31	
		算数 A-252	さんすう 珠算編4	B5 174	17,161	平31	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	3	算数 A-341	さんすう 3−1	B5 192	18,936	平31	文部科学省
		算数 A-342	さんすう 3−2	B5 124	12,230	平31	
		算数 A-343	さんすう 3−3	B5 110	10,849	平31	
		算数 A-344	さんすう 3−4	B5 154	15,188	平31	
		算数 A-345	さんすう 3−5	B5 182	17,950	平31	
		算数 A-346	さんすう 3−6	B5 150	14,794	平31	
		算数 A-347	さんすう 3−7	B5 188	18,542	平31	
		算数 A-348	さんすう 3−8	B5 140	13,808	平31	
		算数 A-349	さんすう 3−9	B5 134	13,216	平31	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	4	算数 A-441	算数 4−1	B5 190	18,739	平31	文部科学省
		算数 A-442	算数 4−2	B5 204	20,120	平31	
		算数 A-443	算数 4−3	B5 152	14,991	平31	
		算数 A-444	算数 4−4	B5 186	18,344	平31	
		算数 A-445	算数 4−5	B5 84	8,285	平31	
		算数 A-446	算数 4−6	B5 186	18,344	平31	
		算数 A-447	算数 4−7	B5 164	16,175	平31	
		算数 A-448	算数 4−8	B5 132	13,019	平31	
		算数 A-449	算数 4−9	B5 196	19,331	平31	
		算数 A-450	算数 4−10	B5 144	14,202	平31	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	5	算数 A-541	算数 5−1	B5 114	11,243	平31	文部科学省
		算数 A-542	算数 5−2	B5 150	14,794	平31	
		算数 A-543	算数 5−3	B5 108	10,652	平31	
		算数 A-544	算数 5−4	B5 154	15,188	平31	
		算数 A-545	算数 5−5	B5 234	23,078	平31	
		算数 A-546	算数 5−6	B5 194	19,133	平31	
		算数 A-547	算数 5−7	B5 122	12,032	平31	
		算数 A-548	算数 5−8	B5 170	16,766	平31	
		算数 A-549	算数 5−9	B5 240	23,670	平31	
		算数 A-550	算数 5−10	B5 232	22,881	平31	
		算数 A-551	算数 5−11	B5 68	6,707	平31	
		算数 A-552	算数 5−12	B5 174	17,161	平31	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	6	算数 A-641	算数 6－1	B5 204	20,120	平31	文部科学省
		算数 A-642	算数 6－2	B5 178	17,555	平31	
		算数 A-643	算数 6－3	B5 230	22,684	平31	
		算数 A-644	算数 6－4	B5 240	23,670	平31	
		算数 A-645	算数 6－5	B5 206	20,317	平31	
		算数 A-646	算数 6－6	B5 192	18,936	平31	
		算数 A-647	算数 6－7	B5 146	14,399	平31	
		算数 A-648	算数 6－8	B5 204	20,120	平31	
		算数 A-649	算数 6－9	B5 130	12,821	平31	

理科　理科

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	3	理科 A-341	理科 3－1	B5 106	10,708	平31	文部科学省
		理科 A-342	理科 3－2	B5 130	13,133	平31	
		理科 A-343	理科 3－3	B5 154	15,557	平31	
		理科 A-344	理科 3－4	B5 128	12,931	平31	
		理科 A-345	理科 3－5	B5 160	16,163	平31	
	4	理科 A-441	理科 4－1	B5 162	16,365	平31	
		理科 A-442	理科 4－2	B5 176	17,779	平31	
		理科 A-443	理科 4－3	B5 196	19,800	平31	
		理科 A-444	理科 4－4	B5 144	14,547	平31	
		理科 A-445	理科 4－5	B5 232	23,437	平31	
	5	理科 A-541	理科 5－1	B5 92	9,294	平31	
		理科 A-542	理科 5－2	B5 180	18,184	平31	
		理科 A-543	理科 5－3	B5 166	16,769	平31	
		理科 A-544	理科 5－4	B5 154	15,557	平31	
		理科 A-545	理科 5－5	B5 156	15,759	平31	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	6	理科 A-641	理科 6－1	B5 120	12,122	平31	文部科学省
		理科 A-642	理科 6－2	B5 186	18,790	平31	
		理科 A-643	理科 6－3	B5 204	20,608	平31	
		理科 A-644	理科 6－4	B5 208	21,012	平31	
		理科 A-645	理科 6－5	B5 198	20,002	平31	

外国語　英語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	5	英語 A-541	英語 5－1	B5 102	10,495	平31	文部科学省
		英語 A-542	英語 5－2	B5 120	12,347	平31	
		英語 A-543	英語 5－3	B5 134	13,787	平31	
	6	英語 A-641	英語 6－1	B5 102	10,495	平31	
		英語 A-642	英語 6－2	B5 108	11,112	平31	
		英語 A-643	英語 6－3	B5 196	20,166	平31	

特別の教科　道徳　道徳

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	1	道徳 A-141	どうとく 1－1	B5 88	7,491	平31	文部科学省
		道徳 A-142	どうとく 1－2	B5 100	8,512	平31	
	2	道徳 A-241	どうとく 2－1	B5 88	7,491	平31	
		道徳 A-242	どうとく 2－2	B5 96	8,172	平31	
	3	道徳 A-341	どうとく 3－1	B5 122	10,385	平31	
		道徳 A-342	どうとく 3－2	B5 122	10,385	平31	
	4	道徳 A-441	道徳 4－1	B5 132	11,236	平31	
		道徳 A-442	道徳 4－2	B5 130	11,066	平31	
	5	道徳 A-541	道徳 5－1	B5 156	13,279	平31	
		道徳 A-542	道徳 5－2	B5 174	14,812	平31	
	6	道徳 A-641	道徳 6－1	B5 176	14,982	平31	
		道徳 A-642	道徳 6－2	B5 176	14,982	平31	

特別支援学校中学部視覚障害者用［点字版］

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	1	国語 A-771	国語 1−1	B5 242	22,184	令2	文部科学省
		国語 A-772	国語 1−2	B5 200	18,334	令2	
		国語 A-773	国語 1−3	B5 206	18,884	令2	
		国語 A-774	国語 1−4	B5 194	17,784	令2	
		国語 A-775	国語 1−5	B5 170	15,584	令2	
		国語 A-776	国語 1−6	B5 216	19,801	令2	
	2	国語 A-871	国語 2−1	B5 244	22,367	令2	
		国語 A-872	国語 2−2	B5 216	19,801	令2	
		国語 A-873	国語 2−3	B5 218	19,984	令2	
		国語 A-874	国語 2−4	B5 192	17,601	令2	
		国語 A-875	国語 2−5	B5 182	16,684	令2	
		国語 A-876	国語 2−6	B5 216	19,801	令2	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	3	国語 A-971	国語 3−1	B5 228	20,901	令2	文部科学省
		国語 A-972	国語 3−2	B5 196	17,967	令2	
		国語 A-973	国語 3−3	B5 196	17,967	令2	
		国語 A-974	国語 3−4	B5 274	25,117	令2	
		国語 A-975	国語 3−5	B5 162	14,850	令2	
		国語 A-976	国語 3−6	B5 156	14,300	令2	

社会　社会(地理的分野)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	1・2	地理 A-771	社会（地理） 1	B5 286	27,833	令2	文部科学省
		地理 A-772	社会（地理） 2	B5 240	23,356	令2	
		地理 A-773	社会（地理） 3	B5 184	17,906	令2	
		地理 A-774	社会（地理） 4	B5 196	19,074	令2	
		地理 A-775	社会（地理） 5	B5 250	24,329	令2	
		地理 A-776	社会（地理） 6	B5 326	31,725	令2	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
216 支援センター	1・2	地理 A-777	社会（地理） 7	B5 242	23,551	令2	文部科学省
		地理 A-778	社会（地理） 8	B5 200	19,463	令2	
		地理 A-779	社会（地理） 9	B5 258	25,108	令2	
		地理 A-780	社会（地理） 10	B5 262	25,497	令2	
		地理 A-781	社会（地理） 11	B5 246	23,940	令2	
		地理 A-782	社会（地理） 12	B5 212	20,631	令2	

社会　社会(歴史的分野)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	1-3	歴史 A-771	社会（歴史） 1	B5 314	26,729	令2	文部科学省
		歴史 A-772	社会（歴史） 2	B5 292	24,856	令2	
		歴史 A-773	社会（歴史） 3	B5 238	20,260	令2	
		歴史 A-774	社会（歴史） 4	B5 268	22,813	令2	
		歴史 A-775	社会（歴史） 5	B5 172	14,641	令2	
		歴史 A-776	社会（歴史） 6	B5 288	24,516	令2	
		歴史 A-777	社会（歴史） 7	B5 298	25,367	令2	
		歴史 A-778	社会（歴史） 8	B5 192	16,344	令2	
		歴史 A-779	社会（歴史） 9	B5 136	11,577	令2	
		歴史 A-780	社会（歴史） 10	B5 218	18,557	令2	

社会　社会(公民的分野)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
217 日点	3	公民 A-971	社会 (公民) 1	B5 166	12,982	令2	文部科学省
		公民 A-972	社会 (公民) 2	B5 160	12,513	令2	
		公民 A-973	社会 (公民) 3	B5 230	17,987	令2	
		公民 A-974	社会 (公民) 4	B5 192	15,015	令2	
		公民 A-975	社会 (公民) 5	B5 180	14,077	令2	
		公民 A-976	社会 (公民) 6	B5 114	8,915	令2	
		公民 A-977	社会 (公民) 7	B5 206	16,110	令2	
		公民 A-978	社会 (公民) 8	B5 214	16,736	令2	
		公民 A-979	社会 (公民) 9	B5 202	15,798	令2	
		公民 A-980	社会 (公民) 10	B5 146	11,418	令2	
		公民 A-981	社会 (公民) 11	B5 250	19,551	令2	
		公民 A-982	社会 (公民) 12	B5 262	20,490	令2	

数学　数学

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	1	数学 A-771	数学 1－1	B5 276	26,230	令2	文部科学省
		数学 A-772	数学 1－2	B5 174	16,536	令2	
		数学 A-773	数学 1－3	B5 124	11,784	令2	
		数学 A-774	数学 1－4	B5 224	21,288	令2	
		数学 A-775	数学 1－5	B5 260	24,709	令2	
		数学 A-776	数学 1－6	B5 166	15,776	令2	
		数学 A-777	数学 1－7	B5 152	14,445	令2	
		数学 A-778	数学 1－8	B5 282	26,800	令2	
		数学 A-779	数学 1－探究ノート	B5 120	11,404	令2	
	2	数学 A-871	数学 2－1	B5 160	15,206	令2	
		数学 A-872	数学 2－2	B5 116	11,024	令2	
		数学 A-873	数学 2－3	B5 274	26,040	令2	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
182 ライト	2	数学 A-874	数学 2－4	B5 264	25,089	令2	文部科学省
		数学 A-875	数学 2－5	B5 282	26,800	令2	
		数学 A-876	数学 2－6	B5 108	10,264	令2	
		数学 A-877	数学 2－7	B5 192	18,247	令2	
		数学 A-878	数学 2－探究ノート	B5 116	11,024	令2	
	3	数学 A-971	数学 3－1	B5 206	19,577	令2	
		数学 A-972	数学 3－2	B5 208	19,767	令2	
		数学 A-973	数学 3－3	B5 122	11,594	令2	
		数学 A-974	数学 3－4	B5 238	22,618	令2	
		数学 A-975	数学 3－5	B5 146	13,875	令2	
		数学 A-976	数学 3－6	B5 216	20,528	令2	
		数学 A-977	数学 3－7	B5 226	21,478	令2	
		数学 A-978	数学 3－8	B5 236	22,428	令2	
		数学 A-979	数学 3－9	B5 182	17,295	令2	
		数学 A-980	数学 3－探究ノート	B5 172	16,346	令2	

理科　理科

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	1	理科 A-771	理科 1－1	B5 184	18,932	令2	文部科学省
		理科 A-772	理科 1－2	B5 172	17,697	令2	
		理科 A-773	理科 1－3	B5 156	16,051	令2	
		理科 A-774	理科 1－4	B5 84	8,643	令2	
		理科 A-775	理科 1－5	B5 142	14,610	令2	
		理科 A-776	理科 1－6	B5 172	17,697	令2	
		理科 A-777	理科 1－7	B5 210	21,607	令2	
		理科 A-778	理科 1－8	B5 212	21,813	令2	
		理科 A-779	理科 1－9	B5 90	9,260	令2	
		理科 A-780	理科 1－10	B5 118	12,141	令2	
		理科 A-781	理科 1－11	B5 192	19,755	令2	
	2	理科 A-871	理科 2－1	B5 234	24,076	令2	
		理科 A-872	理科 2－2	B5 114	11,729	令2	
		理科 A-873	理科 2－3	B5 160	16,462	令2	
		理科 A-874	理科 2－4	B5 150	15,433	令2	
		理科 A-875	理科 2－5	B5 212	21,813	令2	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	2	理科 A-876	理科 2−6	B5 254	26,134	令2	文部科学省
		理科 A-877	理科 2−7	B5 188	19,343	令2	
		理科 A-878	理科 2−8	B5 92	9,466	令2	
		理科 A-879	理科 2−9	B5 204	20,989	令2	
		理科 A-880	理科 2−10	B5 102	10,495	令2	
		理科 A-881	理科 2−11	B5 226	23,253	令2	
		理科 A-882	理科 2−12	B5 238	24,488	令2	
	3	理科 A-971	理科 3−1	B5 228	23,459	令2	
		理科 A-972	理科 3−2	B5 224	23,047	令2	
		理科 A-973	理科 3−3	B5 216	22,224	令2	
		理科 A-974	理科 3−4	B5 212	21,813	令2	
		理科 A-975	理科 3−5	B5 124	12,758	令2	
		理科 A-976	理科 3−6	B5 252	25,928	令2	
		理科 A-977	理科 3−7	B5 248	25,517	令2	
		理科 A-978	理科 3−8	B5 266	27,369	令2	
		理科 A-979	理科 3−9	B5 98	10,083	令2	
		理科 A-980	理科 3−10	B5 136	13,993	令2	
		理科 A-981	理科 3−11	B5 126	12,964	令2	
		理科 A-982	理科 3−12	B5 200	20,578	令2	

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	2	英語 A-871	英語 2−1	B5 212	21,020	令2	文部科学省
		英語 A-872	英語 2−2	B5 202	20,028	令2	
		英語 A-873	英語 2−3	B5 182	18,045	令2	
		英語 A-874	英語 2−4	B5 134	13,286	令2	
		英語 A-875	英語 2−5	B5 204	20,227	令2	
		英語 A-876	英語 2−6	B5 162	16,062	令2	
	3	英語 A-971	英語 3−1	B5 238	23,598	令2	
		英語 A-972	英語 3−2	B5 202	20,028	令2	
		英語 A-973	英語 3−3	B5 184	18,244	令2	
		英語 A-974	英語 3−4	B5 100	9,915	令2	
		英語 A-975	英語 3−5	B5 274	27,167	令2	
		英語 A-976	英語 3−6	B5 190	18,838	令2	

外国語　英語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
181 東点	1	英語 A-771	英語 1−1	B5 240	23,796	令2	文部科学省
		英語 A-772	英語 1−2	B5 222	22,011	令2	
		英語 A-773	英語 1−3	B5 240	23,796	令2	
		英語 A-774	英語 1−4	B5 212	21,020	令2	
		英語 A-775	英語 1−5	B5 200	19,830	令2	
		英語 A-776	英語(資料編1)	200	19,830	令2	
		英語 A-777	英語(資料編2)	B5 170	16,855	令2	
		英語 A-778	英語(資料編3)	B5 172	17,054	令2	
		英語 A-779	英語(資料編4)	B5 146	14,476	令2	

特別の教科　道徳　道徳

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
196 ヘレン	1	道徳 A-771	道徳 1−1	B5 228	18,343	令2	文部科学省
		道徳 A-772	道徳 1−2	B5 214	17,216	令2	
	2	道徳 A-871	道徳 2−1	B5 222	17,860	令2	
		道徳 A-872	道徳 2−2	B5 214	17,216	令2	
	3	道徳 A-971	道徳 3−1	B5 234	18,825	令2	
		道徳 A-972	道徳 3−2	B5 224	18,021	令2	

特別支援学校小学部聴覚障害者用

国語　言語指導

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1	国語 B-121	こくご ことばのべんきょう 一ねん	B5 180	9,206	平31	文部科学省
	2	国語 B-221	こくご ことばのべんきょう 二ねん	B5 172	8,776	平31	
	3	国語 B-321	こくご ことばのべんきょう 三ねん	B5 120	7,278	平31	
	4	国語 B-421	国語 ことばのれんしゅう 四年	B5 78	5,313	平31	
	5	国語 B-521	国語 ことばの練習 五年	B5 74	5,108	平31	
	6	国語 B-621	国語 ことばの練習 六年	B5 82	5,426	平31	

特別支援学校中学部聴覚障害者用

国語　言語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1-3	国語 B-721	国語 言語編	B5 168	9,080	令2	文部科学省

特別支援学校中学部知的障害者用

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	国語 C-721	国語 ☆☆☆☆	B5 112	682	令2	文部科学省
		国語 C-722	国語 ☆☆☆☆☆	B5 120	746	令2	

数学　数学

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1-3	数学 C-721	数学 ☆☆☆☆	B5 152	1,671	令2	文部科学省
		数学 C-722	数学 ☆☆☆☆☆	B5 122	1,672	令2	

音楽　音楽

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-3	音楽 C-721	音楽 ☆☆☆☆	B5 160	1,032	令2	文部科学省
		音楽 C-722	音楽 ☆☆☆☆☆	B5 164	1,064	令2	

特別支援学校小学部知的障害者用

国語　国語

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-6	国語 C-121	こくご ☆	B5 88	865	平31	文部科学省
		国語 C-122	こくご ☆☆	B5 112	888	平31	
		国語 C-123	こくご ☆☆☆	B5 112	855	平31	

算数　算数

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
17 教出	1-6	算数 C-121	さんすう ☆	B5 88	2,835	平31	文部科学省
		算数 C-122	さんすう ☆☆(1)	B5 58	1,614	平31	
		算数 C-123	さんすう ☆☆(2)	B5 58	2,424	平31	
		算数 C-124	さんすう ☆☆☆	B5 106	2,053	平31	

音楽　音楽

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型 ページ数	予定定価(円)	著作年	著作者
2 東書	1-6	音楽 C-121	おんがく ☆	B5 128	1,303	平31	文部科学省
		音楽 C-122	おんがく ☆☆	B5 124	1,206	平31	
		音楽 C-123	おんがく ☆☆☆	B5 124	1,159	平31	

発行者一覧

発行者の番号・略称	発行者	郵便番号	住所	電話番号	発行教科書の種別
2 東書	東京書籍株式会社	114－8524	東京都北区堀船2の17の1	03(5390)7200(代)	特知 小中
17 教出	教育出版株式会社	135－0063	東京都江東区有明3の4の10 TFTビル西館	03(5579)6278(代)	特聴 小 特知 小中
181 東点	社会福祉法人 東京点字出版所	181－0013	東京都三鷹市下連雀3の32の10	0422(48)2221	特視 小中
182 ライト	社会福祉法人 日本ライトハウス	538－0042	大阪府大阪市鶴見区今津中2の4の37	06(6961)5521	特視 小中
195 ヘレン	社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会	169－0072	東京都新宿区大久保3の14の4	03(3200)1310	特視 小中
216 支援センター	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	167－0034	東京都杉並区桃井4の4の3 スカイコート西荻弐2	03(5310)5051	特視 小中
217 日点	社会福祉法人 日本点字図書館	169－8586	東京都新宿区高田馬場1の23の4	03(3209)0241	特視 中

第４３号議案

積立金等返還請求調停に関する和解の送付について

上記の議案を提出する。

令和４年８月１２日

提出者　足立区教育委員会教育長　　大山　日出夫

積立金等返還請求調停に関する和解の送付について

下記のとおり積立金等返還請求調停に関する和解を送付する。

記

１　相手方

愛知県名古屋市東区葵三丁目１５番３１号

株式会社日本保育サービス

代表取締役　坂井　徹

２　和解の要旨

（１）相手方が保有する足立区立五反野保育園の指定管理に係る平成２９年度から令和元年度までの積立金の合計額が次の金額であることを確認する。

金７８，６００，８４３円

（２）上記（１）の積立金のうち、次の金額について区への支払義務がないことを確認する。

金４９，５３８，２９６円

（３）区は、相手方が区との協議により定めた足立区立五反野保育園の工事（以下「本件工事」という。）を施工することにつき承諾し、相手方は、本件工事を令和８年度末までに完了するものとする。また、上記（１）の積立金のうち、次の金額について本件工事の費用として支出するものとし、指定期間満了時又は指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。

金１３，００４，６４０円

（４）上記（１）の積立金のうち、次の金額について足立区立五反野保育園の保育士の処遇改善のための費用として、指定管理期間中に支出するよう努力する。なお、指定期間満了時又は指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。

金１０，８００，０００円

（５）上記（１）の積立金のうち、次の金額について相手方が足立区立五反野保育園の管理運営業務に係る運転資金（施設・設備の緊急修繕工事、人件費等を含む足立区立五反野保育園の管理運営業務に必要な費用）として保有することを認める。ただし、相手方が当該運転資金を支出するにあたっては、事前に区の承認を得るものとする。なお、指定期間満了時又は指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。

金５，２５７，９０７円

（提案理由）

積立金等返還請求調停に関する和解について、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。

第４３号議案説明資料

令和４年８月１２日

件　　名	**積立金等返還請求調停に関する和解の送付について**
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内　　容	足立区立保育所の指定管理者に支払う管理運営経費の執行残額は、これまで協定に基づき翌年度以降へ繰越し、積立金として管理することとなっていた。 この積立金は、指定管理者の指定を受けた足立区立保育所の管理運営以外に使用することができないものであったため、足立区と指定管理者との間で、積立金の取扱いについて協議を実施してきた。 当事者間の協議によっては解決ができなかった指定管理者について、令和２年第２回足立区議会定例会での議決を経て民事調停の申立てを行った。 民事調停での協議の結果、和解内容がまとまったため、地方自治法第９６条第１項第１２号に基づき議案を提出する。 **１　相手方** 株式会社日本保育サービス （愛知県名古屋市東区葵三丁目１５番３１号） 代表取締役　坂井　徹 **２　和解の要旨** （１）相手方が保有する足立区立五反野保育園の指定管理に係る平成２９年度から令和元年度までの積立金の合計額が次の金額であることを確認する。 金７８，６００，８４３円（Ｐ３０　※1） （２）上記（１）の積立金のうち、次の金額について区への支払義務がないことを確認する。 金４９，５３８，２９６円（Ｐ３０　※2） （３）区は相手方との間で協議して定めた足立区立五反野保育園の工事を施工することに承諾し、相手方は本件工事を令和８年度末までに完了するものとする。上記（１）の積立金のうち、次の金額について本件工事の費用として支出するものとし、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。 金１３，００４，６４０円（Ｐ３０　※3） （４）上記（１）の積立金のうち、次の金額について足立区立五反野保育園の保育士の処遇改善のための費用として、指定管理期間中に支出するよう努力する。なお、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額があるときは、区へ支払うものとする。 金１０，８００，０００円（Ｐ３０　※4）

	（５）上記（１）の積立金のうち、次の金額について相手方が足立区立五反野保育園の管理運営業務に係る運転資金（施設・設備の緊急修繕工事や、人件費等を含む園の管理運営業務に必要な費用）として保有することを認め、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において支出していない残額がある場合は区へ支払うものとする。なお、相手方が運転資金を使用するにあたっては、区の承認を得るものとする。 金５，２５７，９０７円（Ｐ３０　※５）
今後の方針	議会の議決が得られた際には、その議決後に和解を成立させる。

公設民営保育園　積立金控除額・返還額等内訳

	園名		五反野
	園運営法人名		日本保育サービス
	指定管理残期間		５年
※１	**積立金合計額**	**（Ａ）**	**78,600,843**
	支払義務がないと確認したもの	退職給付引当金控除　（Ｂ）	18,387,000
		賞与引当金控除　（Ｃ）	12,713,660
		本部経費追加計上額　（Ｄ）	7,873,687
		支払利息承認額【注】　（Ｅ）	10,563,949
※２		**区承認控除額（Ｆ＝Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ）**	**49,538,296**
※３	**残額分は返還を求めるもの**	工事実施分　（Ｇ）	13,004,640
※４		処遇改善　（Ｈ）	10,800,000
※５		運転資金　（Ｉ）	5,257,907
		控除金額合計（Ｊ＝Ｇ＋Ｈ＋Ｉ）	**29,062,547**
	区返還予定額（Ｋ＝Ａ－Ｆ－Ｊ）		**0**

【注】　保育園運営資金として親会社から融資を受けた分の利息額
（令和元～３年分）

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**令和４年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について**
所管部課名	教育指導部学力定着推進課

内　　容

令和４年４月１４日に実施した、令和４年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果について、以下のとおり報告する。

１　実施結果

（１）実施日

令和４年４月１４日（木）

（２）科目

ア　小学校（２～６年生）：国語、算数、意識調査

イ　中学校（１～３年生）：国語、数学、英語、意識調査

（３）調査実施人数（単位：人）

ア　小学校

	２年	３年	４年	５年	６年	計
国語	4,532	4,567	4,723	4,785	4,704	23,311
算数	4,535	4,568	4,725	4,790	4,710	23,328
意識調査	4,550	4,583	4,730	4,794	4,719	23,376

イ　中学校

	１年	２年	３年	計
国語	4,242	4,102	4,081	12,425
数学	4,240	4,105	4,081	12,426
英語	4,240	4,103	4,083	12,426
意識調査	4,242	4,109	4,084	12,435

２　調査受託者

株式会社ベネッセコーポレーション

３　学習定着度調査結果

（１）小・中学校全体の通過率（※１）（単位：％）

※１　通過率：目標値以上の正答があった児童・生徒の割合
（目標値以上児童・生徒数÷受検者数×１００(%)）

ア　小学校

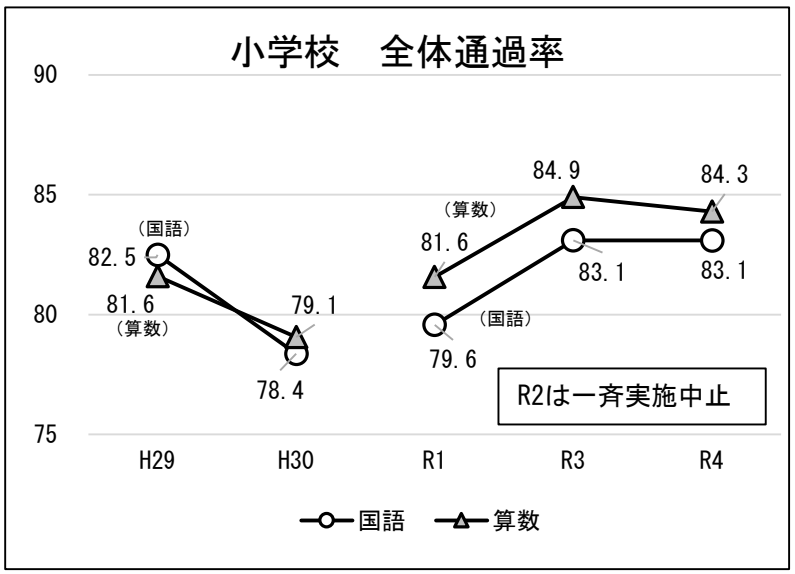

イ　中学校

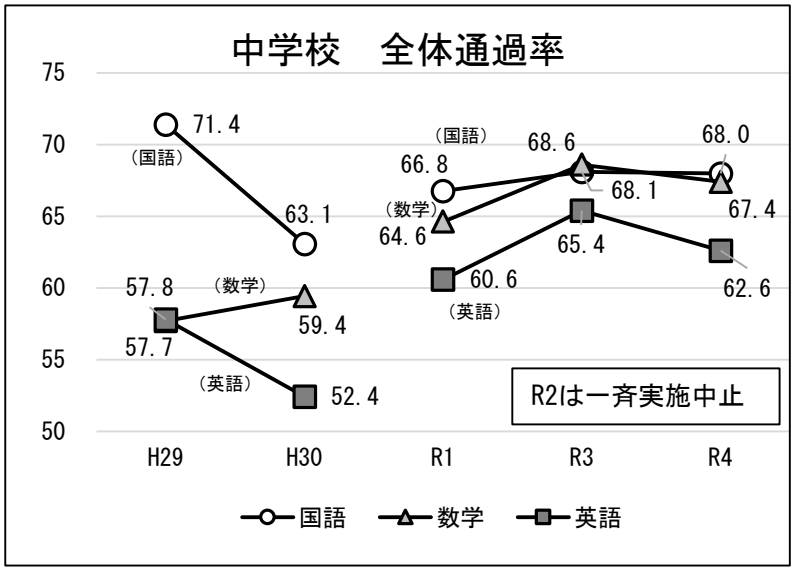

※　令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業措置による児童・生徒への影響に配慮し、学校運営の正常化に向けた取組みを最優先とすることから、一斉実施を取りやめた。

（２）学年・教科別の通過率及び正答率（※２）（単位：％）

表中の下線部の数値は、通過率はＲ３を上回ったもの、正答率は全国値（※３）を上回ったものを表す。

※２　正答率：出題数中何問正解したかの割合
（正答数÷出題数×１００（％））
※３　全国値：委託事業者が取り扱っている全自治体分の平均値

ア　小学校

（ア）国語

	年度	小２	小３	小４	小５	小６
通過率	Ｒ３	84.0	88.3	85.5	83.0	74.7
	Ｒ４	**86.9**	86.8	83.7	79.6	**78.6**
正答率	Ｒ３	83.9	81.0	71.3	70.5	69.9
	Ｒ４	**86.6**	**82.4**	**73.1**	**67.1**	**68.2**
	(全国値)	(83.1)	(80.5)	(68.2)	(63.3)	(64.8)

（イ）算数

	年度	小２	小３	小４	小５	小６
通過率	Ｒ３	94.8	85.2	87.2	76.0	81.8
	Ｒ４	92.5	**88.0**	85.4	74.7	81.5
正答率	Ｒ３	91.6	85.4	74.0	73.5	69.2
	Ｒ４	**91.9**	**87.1**	**78.3**	**70.3**	**67.4**
	(全国値)	(89.2)	(84.6)	(71.8)	(63.9)	(60.9)

イ　中学校

（ア）国語

	年度	中１	中２	中３
通過率	Ｒ３	71.2	73.2	59.5
	Ｒ４	69.6	73.0	**61.2**
正答率	Ｒ３	69.1	71.8	71.1
	Ｒ４	**72.6**	**71.7**	**71.7**
	(全国値)	(70.5)	(69.3)	(70.0)

（イ）数学

	年度	中１	中２	中３
通過率	Ｒ３	76.2	65.0	64.2
	Ｒ４	75.3	**66.2**	60.4
正答率	Ｒ３	69.9	55.8	55.4
	Ｒ４	**67.7**	**60.3**	**51.1**
	(全国値)	(64.0)	(58.6)	(48.5)

（ウ）英語

	年度	中１	中２	中３
通過率	Ｒ３	74.8	61.7	59.2
	Ｒ４	71.3	52.4	**63.6**
正答率	Ｒ３	85.7	65.4	58.6
	Ｒ４ (全国値)	87.2 (87.2)	**53.4** (51.3)	**63.1** (60.0)

４　所見

・　学年・教科別の通過率は、全体的に昨年度を下回っている傾向であるため、個々のつまずきを明確にした上で、早期に解消していく必要がある。

・　学年・教科別の正答率を見ると、中１の英語を除いて、全国値を上回っており、夏季休業日明けの臨時休業や相次ぐ学級・学年閉鎖など、長引くコロナ禍の影響を最小限に抑えている状況が見てとれる。

５　今後の対応

・　ＡＩドリルの活用により、児童・生徒一人ひとりのつまずきを解析し、その解消のために効率的かつ効果的な学習を進め、知識・技能の習得を図る。

・　調査結果を指導主事や学力定着指導員、教科指導専門員間で共有し、学びの系統性及び連続性を踏まえた学習指導の実現に向けた指導改善の方策を検討するとともに、課題のある学校・教員には特に重点的に支援にあたる。

・　意識調査については、集計・分析結果がまとまり次第、あらためて報告する。

今後の方針

・　調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取り組み等を「調査結果報告書」（冊子）にとりまとめ、１２月下旬に関係機関に配付予定（ただし、学校別ページについては、学校選択の参考資料となることから、9月上旬を目途に区及び学校のホームページに掲載する。）

・　報告書の「概要版」（リーフレット）を保護者に配付する。

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**足立区いじめ等調査委員会答申及び教育委員会の措置について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	区内中学校に在籍する生徒が自死した事案に関して、教育委員会の調査の後、令和４年１月１７日に足立区いじめ等調査委員会へ諮問を行った。 令和４年５月３１日に同調査委員会の答申があり、教育委員会に対して、当該答申を尊重した措置を講じ、その内容を回答するよう通知された。 これを受けて、令和４年７月２１日に以下のとおり回答したので報告する。

１　答申要旨について

（１）いじめ等の事実

友人関係及び担当教諭の当該生徒に対する行為が、条例が定める「いじめ」や「不適切な行為」とまでは評価できない。よって今回の調査では、いじめ等の事実とまでは認められない。

（２）自死といじめ等の関係

当該生徒の自死は、今回の調査では、いじめや不適切な行為がその原因とは認められない。

（３）区のとるべき措置に関すること

自傷行為を見逃さず学校関係者がその原因を確認し、保護者を含めて生徒等の環境を改善するという積極的関与があれば、今回の自死を回避することができた可能性も否定できない。この点については、今後自傷行為を行った生徒・保護者との関係の持ち方を含めて検討する必要があると考える。

２　教育委員会の措置について

項番	区の要請	教育委員会の対応
１	本答申を対象校及び全校へ周知すること。	Ｐ３７、写しのとおり、令和４年６月２８日付「足立区いじめ等調査委員会からの通知について」文書にて、対象校及び全足立区立小中学校長へ周知した。
２	教育委員会内において、本答申に沿った体制を整備すること。	Ｐ３８、写しのとおり、令和４年５月２０日付「児童・生徒の自傷行為等の確認について（通知）」文書にて、Ｐ３９「児童・生徒の自傷行為等の報告書」による報告を求め、報告を受けた児童・生徒については、教育相談課と連携し、個別の対応を図る。

項番	区の要請	教育委員会の対応
3	全校へ本答申に沿った指導を強化すること。	Ｐ４０のとおり、全校の指導体制を強化する。 （１）学校が児童・生徒の自傷行為を発見した場合、直ちに教育指導課に報告し、教育指導課はこころとからだの健康づくり課へ連絡する。 （２）緊急的サポート体制を以下のとおり整備する。 ・ 教育指導課指導主事の派遣 ・ 教育相談課ＳＣ・ＳＳＷの派遣 ・ 子ども家庭支援課の相談員の関与 （３）自傷行為予防と早期対応に関わる指導・助言 ・ 「ＳＯＳの出し方」に関する自殺予防研修を全校の生活指導、教育相談担当教員へ実施 ・ 教育指導課から全校へ注意喚起の通知を発出（長期休業日前の校長会への注意喚起と通知、道徳科・保健体育科における取組、生命（いのち）の安全教育）

問題点 今後の方針	教育委員会と総務部で連携を密にし、鋭意保護者、生徒の環境改善を図る。

写

４足教教指収第１７８０号
令 和 ４ 年 ６ 月 ２ ８ 日
（ 公 印 省 略 ）

学校長

足立区教育委員会
教育長　大山　日出夫

足立区いじめ等調査委員会からの通知について

標記の件について、別添写し、４足総命発第４２号（令和４年６月２４日付）「通知」をもって、足立区長から教育委員会において措置を求める通知がありました。

各学校においては、自傷行為を見逃さず学校関係者がその原因を確認し、保護者を含めて生徒の環境を改善するという積極的関与が必要です。

引き続き、４足教教指発第１０６８号（令和４年５月２０日付）「児童・生徒の自傷行為等の確認について（通知）」のとおり、児童・生徒の自傷行為等を発見した際には、都度、「児童・生徒の自傷行為等の報告書」にて教育指導課に報告をお願いします。

【問い合わせ先】
教育指導課　電話（３８８０）５９７４

写

４足教教指発第１０６８号
令和４年５月２０日
（　公　印　省　略　）

学　校　長

教育指導部教育指導課長
八尋　　崇
こども支援センターげんき教育相談課長
森田　路子

児童・生徒の自傷行為等の確認について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策が長期化する中、令和４年度においても不安や悩み抱え込む児童・生徒の自傷行為等の報告が、教育指導課及び教育相談課に多数入ってきております。

各学校におかれましては、４足教教指収第８０８号（令和４年５月１２日付）「児童・生徒の自殺予防にかかる取組の徹底について（通知）」を参考に、自殺予防の取組の徹底を図っているところですが、今一度、児童・生徒一人ひとりに目を向けて、ＳＯＳサインの見逃しがないか、御確認いただきますようよろしくお願いします。

また、自傷行為等、命に関わる事案について教育委員会への報告がなされているかを改めて御確認いただくとともに、**未報告の事案があった場合には**、下記のとおり、必要書類の提出をお願いします。

記

１　報告について
今年度に認知した命に関わる不安のある児童・生徒
（例）リストカット、多量の服薬、首を吊ろうとする等

２　提出書類
【別添】児童・生徒の自傷行為等の報告書

３　報告方法
校務支援システム　文書連絡にて提出

４　提出期限
令和４年５月２７日（金）

５　その他
以後、児童・生徒の自傷行為等を発見した際には、都度、教育指導課に報告する。

６　問い合わせ先
教育指導課　電話（３８８０）５９７４

以上

児童・生徒の自傷行為等の報告書

提出日　　月　　日（　　）

学校名		記載者名（職・氏名）	
学年　組	**（ふりがな） 氏名**	**身体の性**	**担任名**
年　　組	（　　）		

自傷行為等発見の時期	自傷行為等が始まった時期
令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日
当該児童・生徒の状況	**対応経過**
家庭の状況	**関係諸機関との連携**
	有・無 （具体的な連携内容）

学校

当該の児童生徒への対応

初期対応

〇傾聴する
〇安心させる
〇一人にしない

◆児童生徒のペースに合わせて話を聞く
・安心させること
◆「秘密にしてほしい」訴えにも『安全』を優先し必ず組織で対応する（教員一人での対応は不可能）

TALKの原則
Tell:言葉に出して心配していることを伝える
Ask:「死にたい」気持ちについて、率直に尋ねる
Listen:絶望的な気持ちを傾聴する
Keep Safe:安全を確保する

◆確実な見守り
◆再発防止に向けた心理教育
（ＳＣとの密接な連携）

周囲の児童生徒への対応

◆影響を受けそうな児童生徒への配慮と心理教育
（ＳＣとの密接な連携）
◆高学年では友達から「死にたい」相談を受けた場合に周囲の大人につなぐことの重要性の確認

＜きょうしつの原則＞
き:気付いて
よ:よく聴き
う:受けとめて
し:信頼できる人に
つ:つなげよう

ケース会議の開催

学校が児童・生徒の自傷行為を発見したら

教育指導課へ報告

こころとからだの健康づくり課へ教育指導課から連絡

保健センターへ連絡

緊急的なサポート体制を整える

教育指導課指導主事の派遣
（管理職・教員へのフォロー）

教育相談課からSC・SSWの派遣
（児童生徒・保護者のフォロー）

こども家庭支援課の相談員が介入

医療機関・福祉へ連絡

自傷行為予防と早期対応にかかわる指導・助言

自殺予防研修において「SOSの出し方」の関する研修を全校の生活指導、教育相談担当教員へ周知

教育指導課から全校へ注意喚起の通知を発出する

・長期休業日前の校長会への注意喚起と通知　・道徳科、保健体育科における取組　・「生命の安全教育」

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**修学旅行中止に伴うキャンセル料等費用負担について**
所管部課名	学校運営部学校支援課
内　　容	令和２年度より修学旅行中止に伴うキャンセル費用を区が負担している。引き続き令和４年度も区が支出することで、新型コロナウイルス感染症のまん延を起因とする保護者負担を解消する。 **１　公費負担対象** ・　修学旅行の延期や中止によるキャンセル料等 ・　新型コロナウイルスに感染して参加できない場合 ・　コロナ禍の状況を不安視し、保護者が自己判断で参加しないとした場合 **２　予算措置** 流用による措置　１９０，７５５円 【内訳】 ・　近畿日本ツーリスト　１７４，２６７円　３校９名分 ・　東武トップツアーズ　　１６，４８８円　１校１名分 ※　７月末終了校２８校　９月以降予定校７校 ※　７月末現在、学校単位での中止、延期はなし。 ※　今後発生するキャンセル料については、令和４年第４回定例会に補正予算を計上予定（株式会社ＪＴＢの５～６月分含む） **３　公費負担の実績** （１）令和２年度　２９，３３６，０６１円 （２）令和３年度　３５，７５８，０９６円
今後の方針	今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、キャンセル料等の支払いを滞りなく行っていく。

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**「足立区育英資金奨学金通常貸付」募集時期の延期について**
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	令和５年度の「足立区育英資金奨学金通常貸付」の募集時期を、以下の理由から延期することとなったため報告する。 **１　対象事業** 足立区育英資金通常貸付事業 令和５年度貸付開始分（８月から１２月までの募集分） **２　理由** 足立区育英資金検討会において現制度の見直しを検討し、令和５年度より新たな制度を適用するため。 **３　今後のスケジュール** 新制度の準備が整い次第、奨学生の募集を実施する。
今後の方針	同時期に募集する返済支援助成制度は通常通り募集する。

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**就学援助認定基準額の引き上げについて**
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	物価高騰による家計負担増が子どもの学びに影響を与えるため、早急に対応すべく、以下のとおり、就学援助基準額の引き上げを検討しているので報告する。 **１　実施概要** 算定倍率：１．１倍→１．２倍に引き上げ 申請方法：個別受付（申請書の一斉配布は行わない） 変更時期：１０月１日受付分から倍率を引き上げて審査 **２　必要経費** （１）小学校費　570 人増　22,089 千円増　→　総計　605,510 千円 （２）中学校費　310 人増　14,956 千円増　→　総計　535,757 千円 合計　880 人増　**37,045 千円増**　総計 1,141,267 千円 **３　倍率 1.2 倍に引き上げた場合（参考）** **→認定者数は 7%増加、否認定者数は 28%減少** **４　他自治体の基準** ※　生活保護基準 68 次は、これまでで最も高い基準
今後の方針	・　必要経費は９月補正に提案する。 ・　認定者拡大に伴い、高等学校等入学準備助成の対象者も増加予定（中学３年生 106 人増×100 千円：10,600 千円）のため、合わせて９月補正に提案する。

	1.1 倍	1.2 倍
認定基準額	3,943,071 円	**4,301,532 円**
認定者数	12,547 人	**13,427 人**
否認定者数	3,160 人	**2,280 人**

生活保護基準	倍率	自治体
第 68 次	1.26 倍	板橋区、台東区
	1.25 倍	品川区
	1.2 倍	港区、新宿区、墨田区、目黒区 渋谷区、豊島区、北区、荒川区
	1.18 倍	江東区
	1.1 倍	足立区

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**令和３年度あだちっ子歯科健診の実施結果について**
所管部課名	子ども家庭部　子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、 子ども施設入園課 衛生部　データヘルス推進課
内　　容	平成２７年度から実施している「あだちっ子歯科健診」について、令和３年度の実施結果がまとまったので報告する（詳細は別添資料１参照）。

１　主な成果

（１）乳歯にむし歯のある子どもの割合は、前年度より減少

事業開始当初（平成２７年度）と比較すると、年長児（６歳）は１３．９ポイント、年中児（５歳）は１３．２ポイント、年少児（４歳）は９．７ポイントと大きく減少した。

（図１）乳歯にむし歯がある子どもの割合

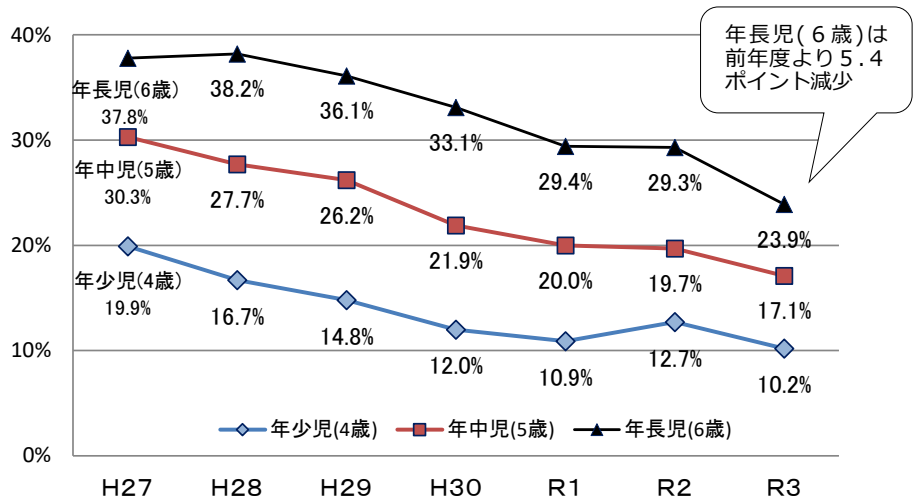

（２）取組強化により、「むし歯り患率」の施設間の差が縮小

むし歯がある子どもの割合の伸び率が高い施設を優先に、「仕上げみがき」や「歯によいおやつ等の取り組み」を強化した結果、施設間の差が縮小した。

（表１）４年連続同一施設で歯科健診を受けた年長児（６歳）における施設種別のむし歯り患率比較

	むし歯り患率		施設間差
	最も低い施設種別	最も高い施設種別	
H30 年度末 6歳(1,444 人)	23.2%	39.8%	16.6 ポイント
R3 年度末 6歳(1,781 人)	21.2%	24.2%	3.0 ポイント

差が縮小

２　課題と今後の対策

【課題１】５本以上未処置のむし歯がある子どもの割合は、区立保育園・認定こども園が最も多い。

（図２）年長児（６歳）の未処置のむし歯がある子どもの割合（施設種別）

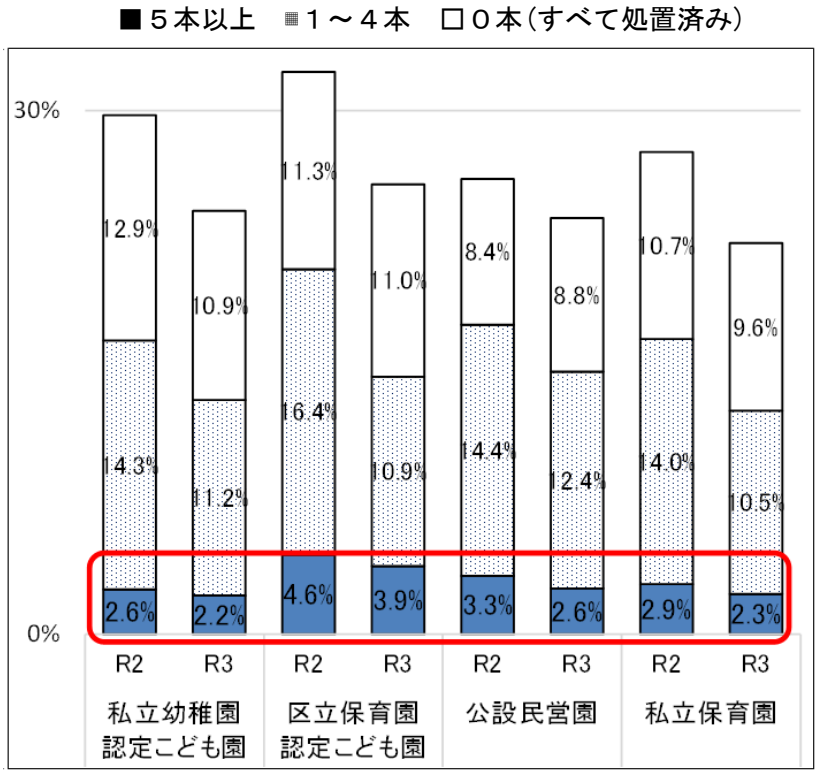

【対策】

ア　特にむし歯の多い区立園に対し、子ども家庭部歯科衛生士が歯科指導に入り、「仕上げみがき方法の指導」や「歯によいおやつの啓発」を行い、むし歯予防のための生活習慣の定着をめざす。

イ　自園の子ども一人ひとりの歯科健診結果について、職員が理解を深めることで、具体的な保健指導や啓発活動等を実施できる体制を目指し、子ども家庭部歯科衛生士が職員向けの研修等を検討・実施していく。

ウ　園が積極的に未処置のむし歯を有する子どもへの歯科受診勧奨を行い、治療につなげられるよう、情報提供等を行い、支援していく。

	【課題２】未通園児の受診率は、平成２７年度からみると増加しているものの、施設通園児と比較すると、依然低い。 （図３）未通園児の対象者数と受診率の推移 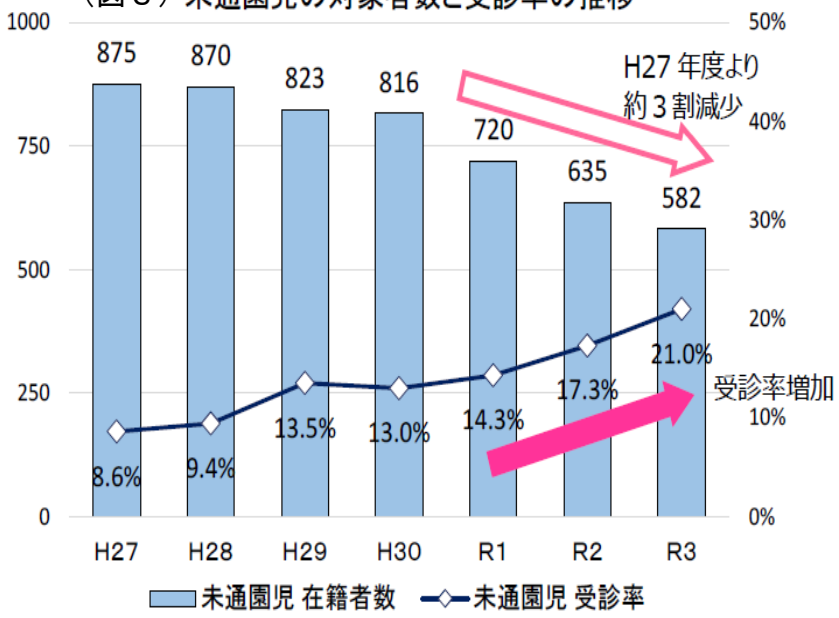 **【対策】** ア　未通園児のうち、認可外保育施設（３園）通園児に施設内健診を実施することで、確実な受診に繋げていく。 イ　福祉事務所や発達療育施設などの関係機関から、積極的な働きかけを行い、受診勧奨をしていく。 ウ　前年度の未受診者等を対象に、ハガキ等での複数回の受診勧奨を実施する。
今後の方針	１　報告書を各教育・保育施設に送付し、結果を周知する。 ２　自園の子ども一人ひとりの結果を踏まえた、保健指導、啓発活動の実施に向け、子ども家庭部歯科衛生士による支援を行っていく。 ３　未通園児等の健診実施率・受診率の向上のために、認可外保育施設の施設内健診の実施及び関係機関と連携した受診勧奨を実施していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**「小学校第１学年に関するアンケート」実施結果について**
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内　　容	**１　対象** 区立小学校１年生（全６８校　児童数４，７９５人） 担任教諭による見取りにより実施 **２　実施時期** 令和４年４月（入学後から約２週間） **３　結果概要**（詳細はＰ４８参照） ７項目中５項目（下線）について、前年度より低い結果となっている。 ※　（　）は前年度の結果 ア　あいさつや返事ができる　９４．６％（９４．０％） イ　姿勢良く座ることができる　８２．３％（８６．３％） ウ　静かに話を聞くことができる　８４．０％（８５．０％） エ　食器を持ったり手を添えたりしながら食べる　７５．７％（７７．２％） オ　持ち物を大切に扱い、整理することができる　８７．１％（８９．５％） カ　鉛筆を正しく持つことができる　７２．５％（７３．５％） キ　ひらがなで自分の名前が書ける　９６．４％（９５．０％） 【参考】 Ｐ４９　令和３年度　幼保小連携ブロック別一覧 **４　分析** （１）新型コロナウイルス感染症に伴い、２年間にわたり休園や園行事の縮小・中止、遊び・行動の制限、外出の自粛等を余儀なくされたこと及び、飛沫感染・接触感染を防止するための配慮を重視したことにより、子どもたちの継続した経験が減少したことで、昨年度からさらに結果が低下したと思われる。 （２）令和４年１月からオミクロン株が小学校や就学前の子どもたちにまん延したことで、連携校・園の多くで、予定していた交流活動を中止せざるを得ない状況があった。その中でも、接続期カリキュラムに基づく小学校への接続を意識した保育の広がりにより、結果の低下を最小限に食い止められたと考える。
今後の方針	各ブロックにアンケート結果をフィードバックし、保育や連携活動のさらなる改善を促していく。

令和４年度「小学校第１学年に関するアンケート」実施結果（全体）

「身に付いている」小学校１年生の割合（%）

①あいさつや返事ができる。

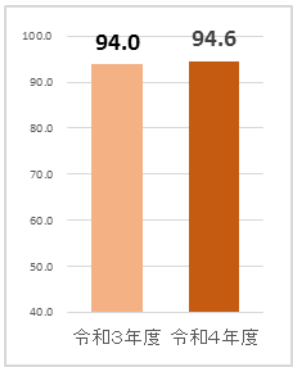

視点

・名前を呼ばれたら返事をすることができるか。

②姿勢良く座ることができる。

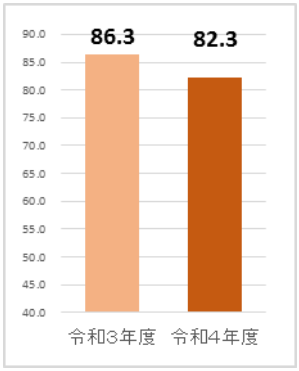

視点

・教師の指示で、背筋をのばし、足を床につけ、前を向いて座ることができるか。

③静かに話を聞くことができる。

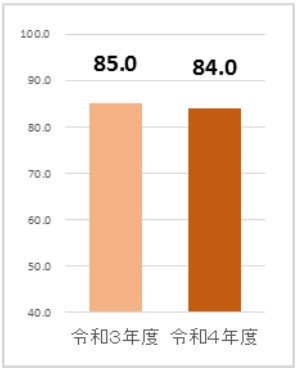

視点

・話し手の目を見て、話し手の方に体の正面を向け、話を聞くことができるか。

④食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる。

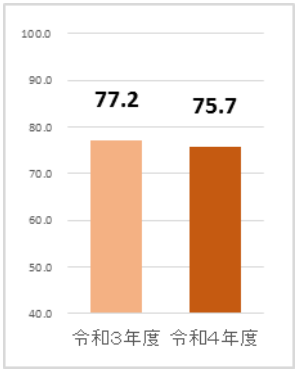

視点

・親指を食器のふちにかけ、他の指で底を支えて持っているか。または、食器に手を添えられているか。

⑤持ち物を大切に扱い、整理することができる。

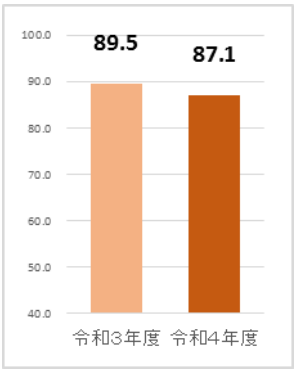

視点

・自分の持ち物を所定の場所にしまうことができるか。

⑥鉛筆を正しく持つことができる。

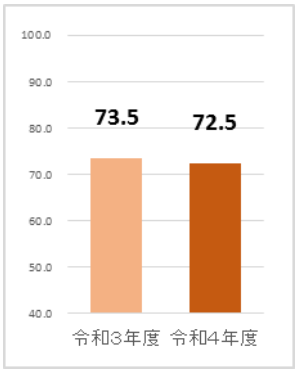

視点

・鉛筆を親指と人差し指でつまみ、親指が飛び出した持ち方になっていないか。

⑦ひらがなで自分の名前が書ける。

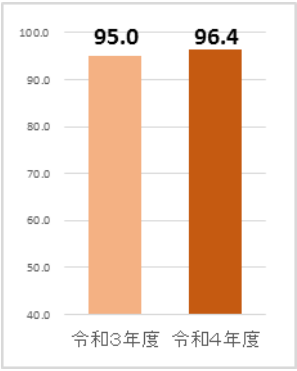

視点

・自分の名前を書くことができるか。

令和3年度　幼保小連携ブロック別一覧

ブロック	小学校	幼稚園・こども園	保育園（認証含）
1	千寿　千寿本町　千寿双葉 千寿常東　千寿桜　千寿第八	元宿　足立　聖和　中条 千住寿	千住あずま　緑町 日ノ出町 千住 せきや Ｊキッズルミネ北千住　クレアナーサリー千住大橋 たんぽぽ保育所北千住園　うぃず千住大橋駅前 うぃず千住曙町　あい保育園千住大橋　北千住こども園 ぽけっとランド千住曙町　北千住もみじの森 北千住どろんこ　まなびの森保育園千住大橋　アスク千住 キッズガーデン足立柳原　帝京科学大学千住桜木 北千住太陽　ステラ千住ふたば まなびの森保育園関屋
2	江北　高野　扇　宮城	足立サレジオ　東京白百合 江北さくら	上沼田　宮城　さつき　あい・あい保育園高野園 江北　三星　大空と大地のなーさりぃ扇大橋園 にじいろ保育園江北　江北すきっぷ　足立しらゆり
3	興本　西新井第一　西新井 本木　寺地	足立愛育　足立双葉　興南 西新井　黒田　第一若草	本木　本木東　興本　興野　西新井教会　西新井聖華 いづみ　扇こころ　チェリッシュ西新井 キッズガーデン足立扇　アスク扇　キッズガーデン足立興野 愛恵保育園にしあらい
4	亀田　栗原　関原　梅島　島根 梅島第一　梅島第二	梅島　こだま　満願寺　橘 専念寺　八千代	梅田　中部ひまわり　足立ひまわり　島根　栗原つくし うめだ「子供の家」　親隣館　島根いちい 西新井きらきら　西新井きらきら第二　エーワン梅島 ちぐさ　バンビ保育園梅島園　ミアヘルサ保育園ひびき梅島 ミアヘルサ保育園ひびき西新井 にじいろ保育園梅島　たんぽぽ保育所西新井南園 ちゃいれっく西新井駅前　キッズガーデン足立島根
5	弥生　足立 弘道　弘道第一	弘道　五反野　春光　城北 のぞみ	中央本町　五反野　やよい　高和　西綾瀬りりおっこ 子ひばり　聖華こうどう　足立梅島雲母　足立さくらんぼ トレジャーキッズあやせ　ぱる★キッズ足立 キッズガーデン足立青井　AlohainternationalPreschool
6	長門　綾瀬　東加平　東渕江 北三谷　大谷田　東綾瀬	足立白うめ　親愛　チェリー 美松学園　聖フランシスコ	あやせ　東綾瀬　足立若葉　隅田学園　にじいろ保育園綾瀬 東　チェリー　東部若葉　聖母のさゆり　東綾瀬きらきら 東和　コンビプラザ綾瀬　キッズガーデン足立綾瀬 どんぐり保育園東和　チェリッシュ綾瀬 恵・YOU　ぽけっとランド綾瀬　ビーフェア東和親水 北綾瀬聖華　あやせババール園　ソラストあだち東和
7	中川東　辰沼　中川 中川北　六木	おおやた　東京いずみ 黒川　　六木	大谷田第一　辰沼　六木　神明町　きたあやせこころ ナーサリースクールいずみ大谷田　チェリッシュやなか チェリッシュ北綾瀬　あい・あい保育園北綾瀬園 未来っ子保育園北加平町園　足立北綾瀬雲母
8	青井　栗島　平野 加平　東栗原	あおい　足立つくし　栗島	東栗原　平野　青井　たんぽぽ保育所六町園 クレアナーサリー足立さくら園　六町駅前　野のはな たんぽぽ保育所第二六町園　明日葉保育園青井園 あい・あい保育園綾瀬六丁目園　明日葉保育園保塚園
9	花畑第一　花畑西 花畑　桜花　花保	杉の子　石鍋　花畑八千代	花畑桑袋　東花畑　南保木間　六町あづま　愛隣 東保木間　レイモンド花畑　六町
10	竹の塚　中島根　渕江 渕江第一　西保木間　保木間	小倉　竹塚　ふちえ	北保木間　竹の塚北　中島根　西保木間　水神橋 竹の塚　保木間　渕江 保育園ミルキーウェイ竹の塚　まなびの森保育園竹ノ塚
11	東伊興　伊興　西伊興 栗原北　西新井第二	佐藤　福寿院　はなぞの 本行寺附属第二伊興	伊興　西新井　清水　伊興すみれ　伊興大境　ｉー たんぽぽ保育所竹の塚園　うぃず西新井　アスク西新井 くりはら愛育　こころたけのつか
12	鹿浜五色桜　鹿浜第一 北鹿浜　皿沼　鹿浜西　新田	鹿浜　江北白百合　鹿浜愛育	加賀　第三上沼田　新田わかば　さくらんぼ保育園新田 足立このみ　太陽　ココロット　新田おひさま　谷在家 新田さくら　新田三丁目なかよし　SAKURA保育園谷在家 保育園ヴィラ・ココロット　新田
13	舎人第一　舎人 古千谷　足立入谷	足立つばめ　足立みどり 舎人 とねり伊藤	いりや第一　いりや第二　聖　アスクとねり アスク舎人駅前　てのひらこども園

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について**
所管部課名	子ども家庭部　私立保育園課、子ども施設運営課 福祉部　福祉管理課
内　　容	日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（あさひかい／旧南流山福祉会から法人名変更）の現在の状況について報告する。 **１　法人役員の改選について** （１）理事の任期満了に伴い、令和４年６月２０日に開催された評議員会において新たに理事８名が選任された。 なお、前理事長は理事に選任されなかった。 （２）令和４年６月２１日に開催された臨時理事会において、新理事長等が選任された。 **２　日ノ出町保育園の園長交代について** 令和４年６月２１日に開催された臨時理事会において、「施設長および副園長選任の件」の議案が承認され、令和４年７月１日から新たな園長及び副園長の就任が決定した。 また、令和４年６月３０日に法人から区へ園長の変更届が提出され、区から東京都へ届出を行った。 **３　法人による保護者説明会** 法人が新園長等の就任及び前園長の解雇について、日ノ出町保育園で保護者説明会を開催した。 （１）日　時 令和４年７月３日（日）１６時～１９時１５分 （２）出席者 ・　法人役員　　７名（理事・評議員） ・　保護者等　約７０名 ・　区職員　　３名（傍聴として参加） （３）説明内容 前園長の解雇理由について主に以下の説明を行った。 ・　職員の給与から控除した社会保険料を納付せず、さらに未払いの社会保険料を決算書に計上しなかった。 ・　前園長が自身の給与を不適切に昇給させていた。 ・　通勤手当の不正受給をしていた。 ・　法人事務所へ不法侵入し、書類やデータを消去した。 ・　文書偽造等のコンプライアンス違反行為があった。

（４）保護者からの意見

- 法人の説明に対して前園長からも説明させるべきだ。
- この説明会に前園長を出席させるべきだ。
- 園児のために年度末まで前園長を変更しないでほしい。
- 解雇理由が事実であれば、社会通念上、前園長の解雇は当然である。
- 前園長が年度末まで残るのは現実的ではない。
- 不法侵入等が事実であれば、今後、前園長を園内に入れるべきではない。
- 現在の園の財務状況、未納の社会保険料の支払い計画等を保護者に周知してほしい。

（５）法人の回答

上記の保護者からの意見に対して、以下の回答があった。

- 前園長の出席は認められない。
- 前園長は理事に就任した際に「理事会の決定に従う」と署名しており、解雇の決定は覆らない。
- 園の財務状況等を保護者に対して文書で周知していく。

４　区の対応

（１）区と法人との対応経過の確認

- これまでの経過が理事らに伝わっていないと思われることから、７月２２日に新理事長に対して、区・法人間の対応経過の資料を手渡した。
- ８月中に新理事長らにヒアリングを実施し、継続している各課題（以下（２）参照）について、新役員の考えを求めていく。

（２）継続している主な課題

ア　平成２９・３０年度の不適正な支出について、前園長から園会計への返還計画等の報告（R1.12.13）

イ　新田三丁目なかよし保育園の指定管理委託料の精算書（約４００万円の返還）の提出（R2.12.11）

ウ　社会保険料未納についての原因究明、再発防止策の検討等（R4.4.22）

エ　過年度の不適正支出の清算及び清算状況の報告（R4.4.22）

※　括弧内は、Ｐ５３～５４「足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過」の該当箇所

（３）日ノ出町保育園の運営について

- 保護者説明会において、保護者に周知すると説明があった園の財務状況等について、区に対して早期に説明するよう求め

	ていく。 ・ 園長交代等によって様々な不安を持つ保護者に対して、法人による丁寧な説明や対応を求めるとともに、安定した保育が維持されるよう園運営を注視していく。
今後の方針	園長交代後も安定した保育を維持し、園児に影響が生じないよう、保育園現場の状況を随時確認する。

年月日	内　容
H21.4.1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25.4.1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26.10.31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26.12.3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成２５・２６年度の不適切な支出について情報提供
H27.4.3	東京都が平成２６年１２月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成２５・２６年度の不適切な支出に関する報告を求める
H27.12.24	平成２７年４月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28.11.8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ①　私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ②　この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適切な支出を園会計に返還させると報告があった ③　令和４年３月末時点で、令和４年２月分まで返還していることを確認済み（※　令和７年度完済予定）
H29.6.12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成２８年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払い分の返還要請 （過払い分は令和３年３月に分割返納が終了）
R1.8.1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成２９・３０年度の不適切な支出について情報提供
R1.12.13	東京都が令和元年８月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成２９・３０年度の不適正な支出に関する報告を求めた ①　令和３年５月２４日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適正と認めた支出を園長から園会計に返還させると報告 ②　令和４年３月１１日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和４年３月３１日までに返還計画及び返還実績を報告するよう要請 （令和４年７月末現在、返還計画及び返還実績は報告されていない）
R2.11.30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和４年３月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園１か所のみの運営となる
R2.12.11	新田三丁目なかよし保育園の令和２年４月～１１月分の指定管理委託料の精算書（約４００万円の返還）の提出を依頼

	（令和４年７月末現在、精算書は提出されていない）
R3.4.30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る
R3.10.22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更
R4.3.18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約３，０００万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和４年４月３０日付で解雇することを決定
R4.3.23	千葉県の指摘事項等の検証がほぼ終了したことから足立区（福祉部）が指導監査を実施
R4.3.30	園長解雇や社会保険料未納の件について、足立区（福祉部）から朝陽会に対し「法人指導にかかる依頼事項について」を送付（回答期限：令和４年４月１５日）
R4.4.22	足立区（福祉部）が令和４年３月２３日に実施した指導監査の結果として、以下を文書指摘 ①　監事１名の欠員補充 ②　評議員会の招集を適正に行うこと ③　予算執行及び資金管理の体制確保（社保料未納の原因究明、再発防止等） ④　過年度の不適正支出等の清算
R4.4.28	①　朝陽会が足立区（福祉部）に「法人指導にかかる依頼事項について」回答を提出 ②　園職員への説明結果を踏まえ、法人から足立区（子ども家庭部）に、園長の解雇時期を「６月末」まで延長すると連絡
R4.5.26	理事会において、園長の解雇時期を「１０月末」まで延長
R4.6.6	足立区（福祉部）の指導監査における文書指摘に対し、法人が区へ改善状況報告書を提出
R4.6.21	臨時理事会において、新理事長の選任及び日ノ出町保育園の新園長の選任を承認
R4.7.1	新園長及び新副園長が就任 ※　前園長は令和４年６月３０日付け解雇
R4.7.3	法人が保護者説明会を開催し、新園長・副園長の就任及び、前園長の解雇理由について説明

※　東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**いづみ保育園への対応状況について**
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内　　容	保育士が大量退職したことにより、令和４年４月以降、保育の継続ができなくなったいづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜）にかかる対応状況について報告する。 **１　休止承認申請の提出** ・　当該園は令和４年４月入所から募集を中止していたが、東京都保育所設置認可等事務取扱要綱に定める休止承認申請を提出していなかった。 ・　区及び都の指摘を受け、７月１２日付けで法人から区に対して休止承認申請が提出されたため、区意見書を添え、７月１５日付けで区から都に進達した。 （休止予定年月日：令和４年４月１日～１０月３１日） ・　７月２５日付けで都が「保育所の再開にあたっては、休止に至った原因究明及び労働環境の改善等の再発防止策を講じること。また、相当期間の余裕をもって、事前に都及び区と協議すること」との承認条件を示した上で、休止を承認した。 **２　募集再開時期について** ・　令和４年７月１２日、園長が来庁し、区に対して令和４年１１月もしくは１２月を目途として、定員２０名として園児募集を再開したいとの申し出があったが、令和４年７月２８日現在で、区への正式な届出はない。 **３　保育士の確保状況** 定員２０名の場合に必要な保育士の人数は６名であるが、令和４年７月２６日現在、園長に保育士の確保状況を電話確認したところ、採用を決定した保育士はいないとの回答であった。 **４　区の対応** 法人に対して、具体的な改善策の実施結果及び、保育士の確保状況等について継続的に確認していく。
今後の方針	園児の募集再開等について、引き続き、都と連携・協議し慎重に判断していく。

年月日	実施者	内　容
R3.8.27	園→区	保育士が大量退職する見込みであることの第一報 令和4年度の新規入所を停止したいと申し出
R3.9.15	区→園	令和4年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3.10.6	園→区	令和4年度の受け入れ可能児童数を30人（0～5歳児）に縮小したいと回答（現行定員70人）
R3.10.7	区→園	以下の3点について、令和3年12月24日までに回答を要請 ①　地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ②　保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③　大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3.10.12	園→区	上記①について、受け入れ可能児童数23人（0～2歳児）と回答
R3.10.30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催（区傍聴）
R3.11.13･14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催（いづみ保育園ホールにて）
R3.11.22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始（月2～3回）
R3.12.24	園→区	上記③について、令和4年1月末日まで報告期限の猶予を申し入れ。常勤保育士が必要数9人に対し4人しか確保できていないとの報告
R4.1.14	区→園	令和4年度の園児数が0人になる見込みを伝え、以下を要請 ④　保育士の採用状況を踏まえた令和4年度の運営継続について報告すること
R4.1.15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4.1.21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和4年度は定員20名（1・2歳児）で保育を継続したいと回答
R4.2.7	園→区	4月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士全員に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4.2.22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着における改善策計画」を提出。定員20人での運営に必要となる常勤保育士6人を令和4年8月初旬までに確保し、10月から募集再開を希望
R4.2.28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付（期限：3月10日）
R4.3.18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請 （園から実施日時の確答なし）
R4.3.27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催（こども支援センターげんきにて）

R4.3.31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催（リモート開催）
R4.4.10 ～R4.5.24	区	いづみ保育園から他園に転園した園児 54 人について、心理職が転園先（16 施設）に訪問し状況確認
R4.5.23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和 4 年 10 月としていた募集再開時期を延期したいとの申し出
	区→園	⑤　改善策の具体的内容と募集再開の希望時期の報告を要請
R4.6.6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出
R4.7.12	園→区	休止承認申請の提出 （区から都に 7 月 15 日進達、7 月 25 日東京都承認） 園長から令和 4 年 11 月もしくは 12 月に園児募集を再開したいとの申し出

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

<table>
<tr><td>件　　名</td><td>ベビーシッター利用支援事業の新規実施について</td></tr>
<tr><td>所管部課名</td><td>子ども家庭部子ども施設入園課</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td>
東京都の補助事業を活用し、新規に「ベビーシッター利用支援事業」を実施したいため、以下のとおり報告する。

１　実施する事業
（１）ベビーシッター利用支援事業（一時預かり支援）
日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料を補助し、負担軽減を行う。

（２）事業概要
<table>
<tr><td>利用対象者</td><td>未就学児</td></tr>
<tr><td>利用理由</td><td>問わない</td></tr>
<tr><td>補助額（上限）</td><td>2,500 円／時間（夜間は 3,500 円）</td></tr>
<tr><td>利用上限</td><td>144 時間／年（多胎児は 288 時間）</td></tr>
<tr><td>シッターの要件</td><td>・　都が認定した事業者であること。
・　都の研修を受けていること。</td></tr>
</table>
２　開始時期目途
令和４年１０月

３　利用見込み
近隣区の状況を参考に積算する。
（１）令和４年度：12,623 千円（都補助 10/10）
就学前人口の 0.68％（187 人）が、6 か月間で 27 時間利用
27,398 人×0.68％（187 人）×27 時間×2,500 円≒12,623 千円
（２）令和５年度：63,630 千円（都補助見込 10/10）
就学前人口の 2.60％（707 人）が、1 年間で 36 時間利用
27,172 人×2.60％（707 人）×36 時間×2,500 円≒63,630 千円

４　その他（他区からの情報）
（１）９区が実施（近隣では、葛飾、江戸川、荒川）。今年度、４～５区が新規に開始する予定とのこと（東京都）。
（２）各区、想定以上の利用があり、時間経過とともに利用が増える傾向がある。
</td></tr>
<tr><td>今後の方針</td><td>令和４年度の利用見込みについては、９月補正予算案に計上している。議決を得られた際には、１０月以降の事業実施に向け準備を進める。</td></tr>
</table>

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**令和５年４月保育施設利用申込受付について**
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課

内　　容

１　令和５年４月利用申込の受付

認可保育所、認定こども園（長時間利用）、小規模保育、家庭的保育の利用申込の受付について、以下のとおり実施する。

（１）利用申込対象施設

ア　区立・私立認可保育所

イ　区立・私立認定こども園（長時間利用）

ウ　地域型保育（小規模保育・家庭的保育）

（２）利用申込案内の配布

ア　開始日

令和４年１０月２４日（月）から

イ　配布場所

配布場所	**配布時間**
子ども施設入園課 （区役所中央館３階）	開庁日の午前８時３０分 から午後５時１５分
足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	
区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで

（３）利用申込受付期間

令和４年１１月１８日（金）～１２月５日（月）

受付場所・方法	**〇…受付可 ×…受付不可**			**備　考**
	平日	**土**	**日・祝**	
区役所特設会場 （場所未定）	○	×	11/27 のみ	【受付時間】 午前９時から午後４時
郵送申請	○	○	○	１１月３０日(水)必着
オンライン申請	○	○	○	２４時間受付

（４）スケジュール

令和４年１０月２４日（月）	利用申込案内の配布開始
１１月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開
１１月１８日（金）	利用申込受付開始
１２月　５日（月）	利用申込受付締切
１２月～	利用調整
令和５年　２月上旬	利用調整結果の通知・連絡

２　令和５年４月入所における主な見直し点

保育施設等の利用調整に係る調整指数の一部について、以下のとおり見直しを行う。なお、実施は令和５年４月利用調整分から適用する。

（１）調整指数表中の東京都認証保育所などに預託している場合（調整指数番号１８）の改正（加点２点）

ア　改正内容

預託期間「２か月以上」の規定を廃止し、預託期間にかかわらず契約上有償、かつ、月ぎめで預託している場合に２点加点する。

イ　改正理由

待機児童がほぼ解消され、預託期間で指数差を設ける必要性がなくなったため。

（２）認可外保育施設を年齢上限等により卒園する場合の調整指数表への追加（加点４点）

ア　改正内容

４月入所審査に限り、認可外保育施設に在籍している児童が年齢上限による卒園、または、施設都合による途中退所となる場合に４点加点する。

イ　改正理由

これまで調整指数番号２５番「足立区教育委員会が特に必要と認める場合」を適用して加点していたが、保護者に対してより丁寧に周知する必要があるため。

３　小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児の先行利用調整

小規模保育・家庭的保育（保育ママ）等を卒園する児童全員を対象とし、区内全体で受入枠を確保した上で、一般分に先行して入所申込を受け付ける「先行利用調整」を実施する。

（１）対象施設・対象者

ア　連携実施園（メリーポピンズ北千住ルーム）を除く、全ての小規模保育・家庭的保育（保育ママ）を卒園予定の２歳児

イ　青井おひさま保育園を卒園予定の２歳児

ウ　コンビプラザ東和三丁目保育園を卒園予定の２・３歳児

（2）募集人数

２００人（見込数）

※　募集人数は各園の意向によって増加する可能性がある。

※　先行利用調整に申込みしない場合、または、待機になった場合でも、通常の令和５年４月入所申込が可能

【参考】過去の申込状況等

年月	申込者数	内定者数	内定率
令和３年４月	１１０人	１０６人	９６％
令和４年４月	１４２人	１１３人	８０％

※　待機になった方も最終的に保育施設または幼稚園に内定している。

４　保育コンシェルジュによる相談体制

令和５年４月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供を行うほか、相談者が抱える悩みについても解決できるよう専門窓口へつなぐなど、きめ細やかな相談を実施していく。

【参考】令和３年度利用者数　　単位：人

場所	利用者数	前年度比
区役所	２，１５１	１０８
オンライン相談（※１）	４２７	皆増
子育てサロン	１８８	▲５７
オンライン説明会（※２）	２７	皆増
保健センター等（※３）	－	▲５５
合計	２，７９３	４５０

※１　令和３年４月から個別相談を実施

※２　令和４年２月から複数人の参加者を対象に実施

※３　ファミリー学級事業縮小のため、出張相談を中止中

・　子育てやお子さんの発達に関する悩みなど保育サービス以外の相談３６件に対応

今後の方針

１　４月入所利用申込受付に係る特設会場として、昨年度は区役所本庁舎中央館２階区政情報課前エリアを利用したが、今年度は新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となる可能性があるため、受付会場の変更を視野に入れて準備を進める。

２　あだち広報１０月２５日号に案内記事を掲載するほか、区ホームページでも周知を図る。また、利用調整後の空き状況等に応じて、更なる利用調整の実施を検討する。

足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表（調整指数表）　新旧対照表（案）

改　正　前

番号	条　　件	指数
1～17	略	略
18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所（家庭的保育（保育ママ）・小規模保育は除く）などに契約上有償、かつ、月ぎめで２か月以上前から預託している場合	2
19～20	略	略
21	略	略
22	略	略
23	略	略
24	略	略
25	足立区教育委員会が特に必要と認める場合	略
26	略	略

※　1　略

2　番号 4～6、11～12、15～16 及び 18・20 については、それぞれ重複して加算しないものとする。

3～7　略

改　正　後

番号	条　　件	指数
1～17	略	略
18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所など に契約上有償、かつ、月ぎめで預託している 場合	2
19～20	略	略
21	認可外保育施設の在籍児で、年齢上限による卒園等により、４月から新たに利用を希望する場合	4
22	略	略
23	略	略
24	略	略
25	略	略
26	足立区教育委員会が特に必要と認める場合	略
27	略	略

※　1　略

2　番号 4～6、11～12、15～16 及び 18・20・21 については、それぞれ重複して加算しないものとする。

3～7　略

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**保育施設の臨時休園等に伴う保育料の還付誤りについて**
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課

内　　容

新型コロナウイルス感染症による保育施設の臨時休園等に伴い、令和４年１月分保育料を誤って過大に還付したことについて、以下のとおり報告する。

１　概要

新型コロナウイルス感染症による臨時休園等で登園しなかった児童については、保育料を日割り計算の上、減額している。

しかし、令和４年１月分保育料の日割り計算の過程で二重に減額処理を行い、保育料を過大に還付してしまった。

２　誤った還付金額

４園　計１１８件　総額２７９，６１０円

３　経過

時　期	経過の内容
令和４年２月１８日	各保育施設に対して、令和４年１月１日～２５日までの臨時休園に関する調査を依頼した（１回目の調査）。
令和４年２月末～３月初旬	１回目の調査に基づき、日割り減額入力を行った（１回目の日割り計算）。
令和４年３月２３日	各保育施設に対して、令和４年１月２６日～３１日までの臨時休園に関する調査を依頼した（２回目の調査）。
令和４年３月末～４月初旬	既に１回目の日割り減額入力済の４園について、２回目の調査結果を誤って入力してしまった（２回目の日割り計算）。
令和４年６月３日	臨時休園期間等の入力内容を確認していた際に、令和４年１月分の保育料が二重に減額処理されていることが判明した。
令和４年６月１３日	正確な保育料が確定したため、対象者へ謝罪文書を発送した。

４　原因

（１）臨時休園が急増した１月は、これまで月１回行っていた日割り減額処理を月２回に増やし、職員による個別処理からデータを活用した一括処理に事務処理フローを変更した。

（２）処理方法の変更に関する引継ぎが十分でなく、今回対象となった児童の保育料が既に１回目調査で日割り減額されたものという認識がなかった。

５　処理状況

対象者に連絡し、納付方法を確認の上、返還処理を進めている。

令和４年８月９日現在

状況		件数	返還予定額	返還済額	残額
納付済み		92 件	222,890 円	222,890 円	0 円
一部納付済み		10 件	37,970 円	24,950 円	13,020 円
未納付	納付手続き中	15 件 (※1)	18,070 円	0 円	18,070 円
	未確認 (※2)	1 件	680 円	0 円	680 円
合計		118 件	279,610 円	247,840 円	31,770 円

※１　一括納付１３件、分割納付２件

※２　連絡の取れない対象者は、保育施設経由で個別対応中

６　対策

（１）業務ごとに班編成を行い、事務処理に漏れ、誤りが無いようにする。

（２）事務処理フローを作成し、業務を見える化した上で、引き継いでいく。

今後の方針

上記の対策を徹底し、事務処理誤りが起こらないようにする。

また、過大に還付した保育料については、対象の保護者の方に対して負担の少ない方法で返還をお願いしていく。

教　育　委　員　会　報　告

令和４年８月１２日

件　　名	**給食調理室エアコン設置事業の進捗状況について**
所管部課名	施設営繕部　中部地区建設課 学校運営部　学校施設管理課
内　　容	令和４、５年度に実施する給食調理室エアコン設置事業（計９０校）の進捗状況について報告する。 （令和４年度４６校、令和５年度４４校設置予定：Ｐ６７参照） **１　令和４年度設置工事の進捗状況について** 令和４年９月１日の使用開始に向けて、現在４６校への設置を行っている。 **２　令和５年度設置に向けた調査、基本設計の進捗状況について** 令和５年度設置予定の４４校では、主に以下項目について調査を行い、基本設計を進めている。 （１）室内機の設置場所及び配線・配管切り回しの調査 （２）騒音に配慮した室外機の設置場所及び支障埋設物の調査 （３）電気容量調査の上で電気室改修の必要性を調査 ※　学校管理者、栄養士の要望を確認しながら検討を行っている。 （調査報告書例：Ｐ６８～７４参照） 令和５年度設置工事のスケジュール表（案）

内　容	令和４年７月	令和４年８月	令和４年９月
各校の調査 （機器の設置場所 電気室容量など）	**調査**		
調査報告書まとめ （調査内容の整理、 概算額算出など）		**調査報告書まとめ**	
発注準備 （補正予算要求、 仕様書作成など）			**発注準備**

※　補正予算要求は、１２月補正を予定している。

３　令和５年度設置の発注方法について

令和３、４年度の実施状況を踏まえ、以下の点から令和５年度についてもリース発注を行う。

（１）給食調理室の執務環境について早期改善が必要である。令和５年度中に４４校の空調を設置するため、一括で設置できるリース発注を採用する。

（２）リース契約にメンテナンス、故障時の対応が含まれ、緊急時の迅速な対応が可能である。

（３）月々の分割支払い（１２０か月）となり、支出の平準化が図れる。

４　令和３年度、４年度の契約実績について（参考）

（１）令和３年度

発注方法（校数）	１校あたりの金額		落札比率
	予定価格	契約金額	
工事発注（２校）	約１，９４０万円	約１，７５０万円	約９０％
リース発注（２校）	約２，１１０万円	約９７０万円	約４６％

（２）令和４年度

発注方法（校数）	１校あたりの金額		落札比率
	予定価格	契約金額	
リース発注（４６校）	約２，０８０万円	約１，４３０万円	約６９％

問題点 今後の方針	令和４年度の設置工事、令和５年度の設置計画とも、学校管理者とよく調整を行い、学校運営に支障のないよう実施していく。

令和４、５年度給食調理室エアコン設置予定校一覧

令和４年度設置予定校（小学校：２９校）

番号	学校名
1	足立小学校
2	伊興小学校
3	梅島小学校
4	梅島第一小学校
5	大谷田小学校
6	加平小学校
7	亀田小学校
8	弘道小学校
9	弘道第一小学校
10	鹿浜五色桜小学校
11	島根小学校
12	新田学園第二校舎
13	関原小学校
14	千寿常東小学校
15	千寿双葉小学校
16	千寿本町小学校
17	竹の塚小学校
18	中川小学校
19	西新井小学校
20	西伊興小学校
21	花畑小学校
22	花畑第一小学校
23	東伊興小学校
24	東栗原小学校
25	東渕江小学校
26	渕江第一小学校
27	保木間小学校
28	宮城小学校
29	弥生小学校

令和４年度設置予定校（中学校：１７校）

番号	学校名
1	第一中学校
2	第四中学校
3	第五中学校
4	第七中学校
5	第十中学校
6	第十二中学校
7	第十四中学校
8	青井中学校
9	入谷中学校
10	扇中学校
11	栗島中学校
12	新田学園第一校舎
13	竹の塚中学校
14	西新井中学校
15	花畑中学校
16	花畑北中学校
17	渕江中学校

令和５年度設置予定校（小学校：３２校）

番号	学校名
1	青井小学校
2	足立入谷小学校
3	梅島第二小学校
4	桜花小学校
5	扇小学校
6	興本小学校
7	北三谷小学校
8	栗島小学校
9	栗原北小学校
10	古千谷小学校
11	皿沼小学校
12	鹿浜第一小学校
13	千寿桜小学校
14	千寿第八小学校
15	辰沼小学校
16	寺地小学校
17	舎人小学校
18	舎人第一小学校
19	中川北小学校
20	中川東小学校
21	中島根小学校
22	長門小学校
23	西新井第一小学校
24	西新井第二小学校
25	西保木間小学校
26	花畑西小学校
27	花保小学校
28	東加平小学校
29	平野小学校
30	渕江小学校
31	六木小学校
32	本木小学校

令和５年度設置予定校（中学校：１２校）

番号	学校名
1	第九中学校
2	第十一中学校
3	伊興中学校
4	入谷南中学校
5	加賀中学校
6	蒲原中学校
7	江南中学校
8	千寿桜堤中学校
9	花保中学校
10	東島根中学校
11	谷中中学校
12	六月中学校

青井小学校ほか89校給食調理室冷暖房機設置工事等
基本設計委託

調査報告書

青井小学校

日本データーサービス株式会社　足立区事務所

写真番号	1
階	1階
室　名	給食調理室
部　位	全景
備　考	

写真番号	2
階	1階
室　名	給食調理室
部　位	全景
備　考	

写真番号	3
階	1階
室　名	給食調理室
部　位	全景
備　考	

写真番号	4
階	1階
室　名	給食調理室
部　位	状況
備　考	
オーブン周辺	

写真番号	5
階	1階
室　名	給食調理室
部　位	状況
備　考	
回転釜周辺	

写真番号	6
階	1階
室　名	給食調理室
部　位	状況
備　考	
食器洗浄機周辺	

写真番号	7
階	1階
室　名	給食調理室
部　位	天井
備　考	

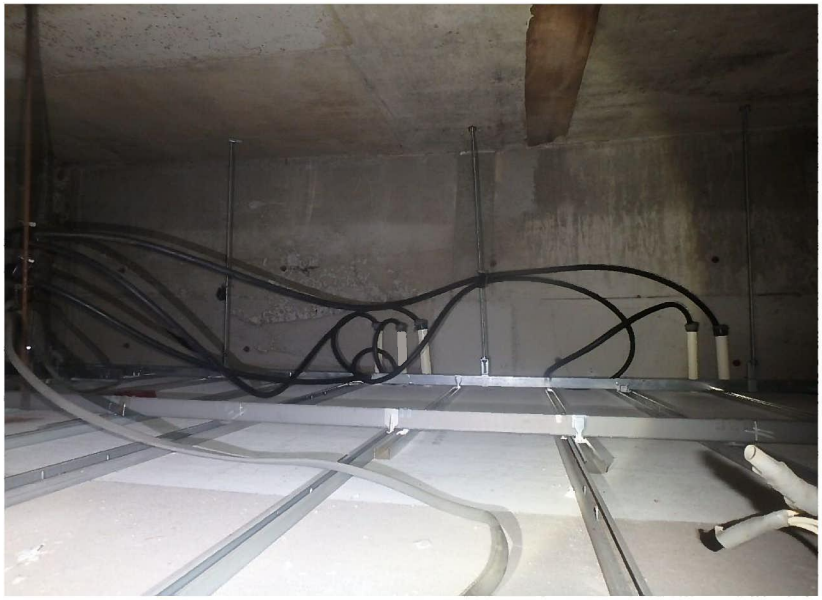

写真番号	8
階	1階
室　名	給食調理室
部　位	天井内
備　考	
LGS下地	

写真番号	9
階	1階
室　名	給食調理室
部　位	天井内
備　考	
天井ふところH840	

屋外機設置位置

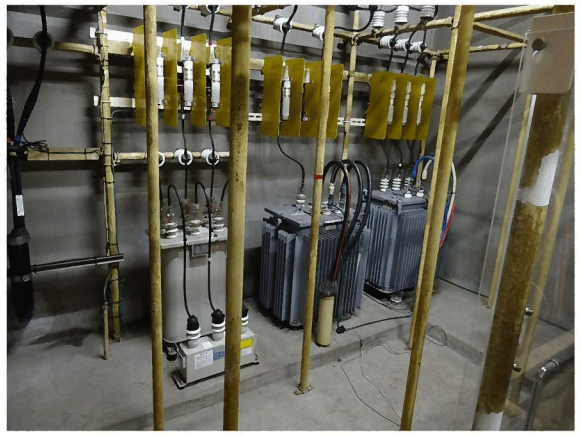

変電室

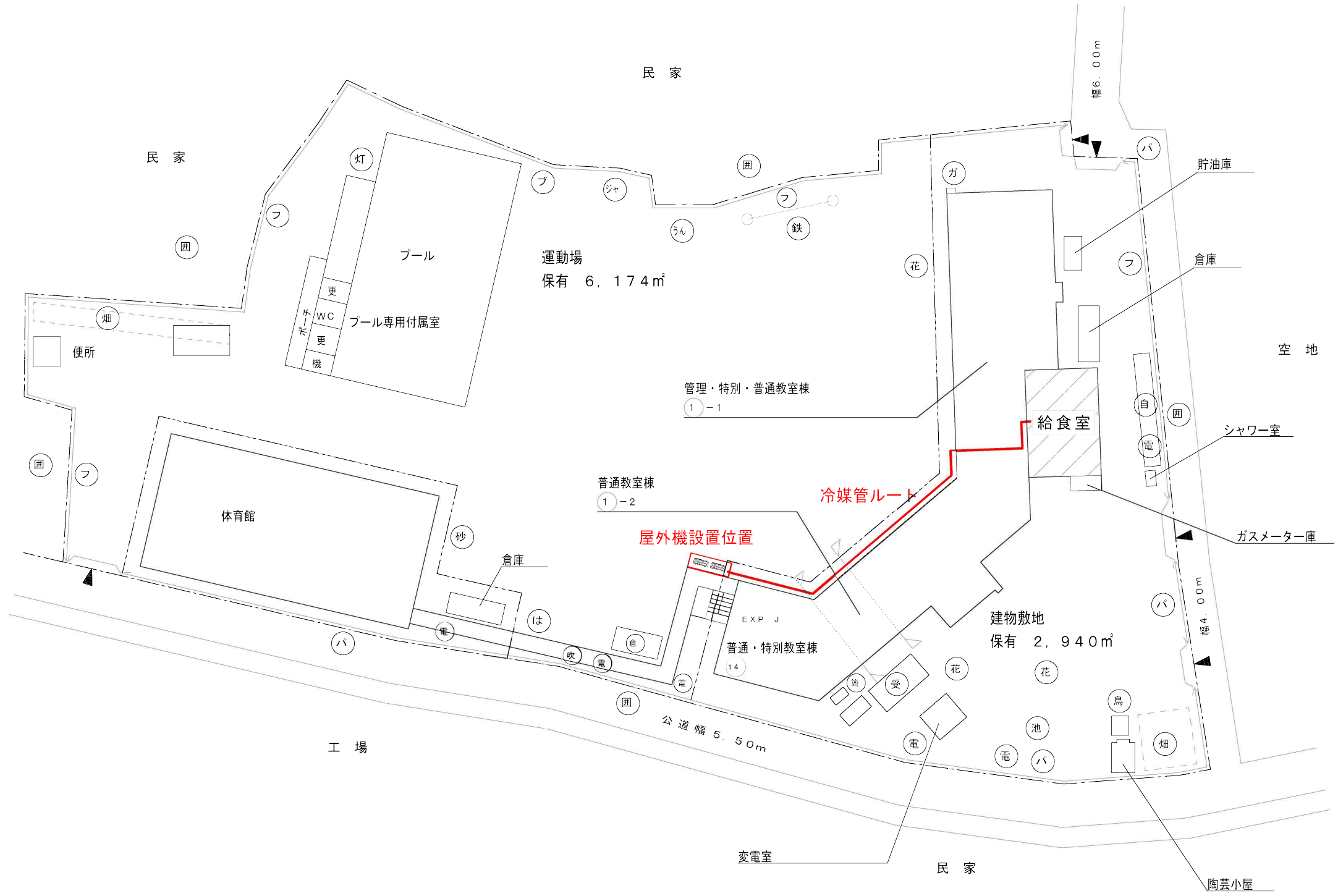

方　位

（北に矢印を付す）

記事			訂正	工事名	青井小学校ほか89校 給食調理室冷暖房機設置工事等基本設計	製図年月日 2022.06.30	縮尺 A3:1/600 A4:N.S	承認	製図
				図面名	配　置　図	青井小学校			図面番号

配管貫通部①

配管貫通部②

配管貫通部③

1 階 平 面 図

給食場　１２７㎡

記事			訂正	工事名	青井小学校ほか89校 給食調理室冷暖房機設置工事等基本設計	製図年月日 2022.06.30	縮尺 A3:1/400 A4:N.S	承認	製図
				図面名	1 階 平 面 図	青井小学校			図面番号

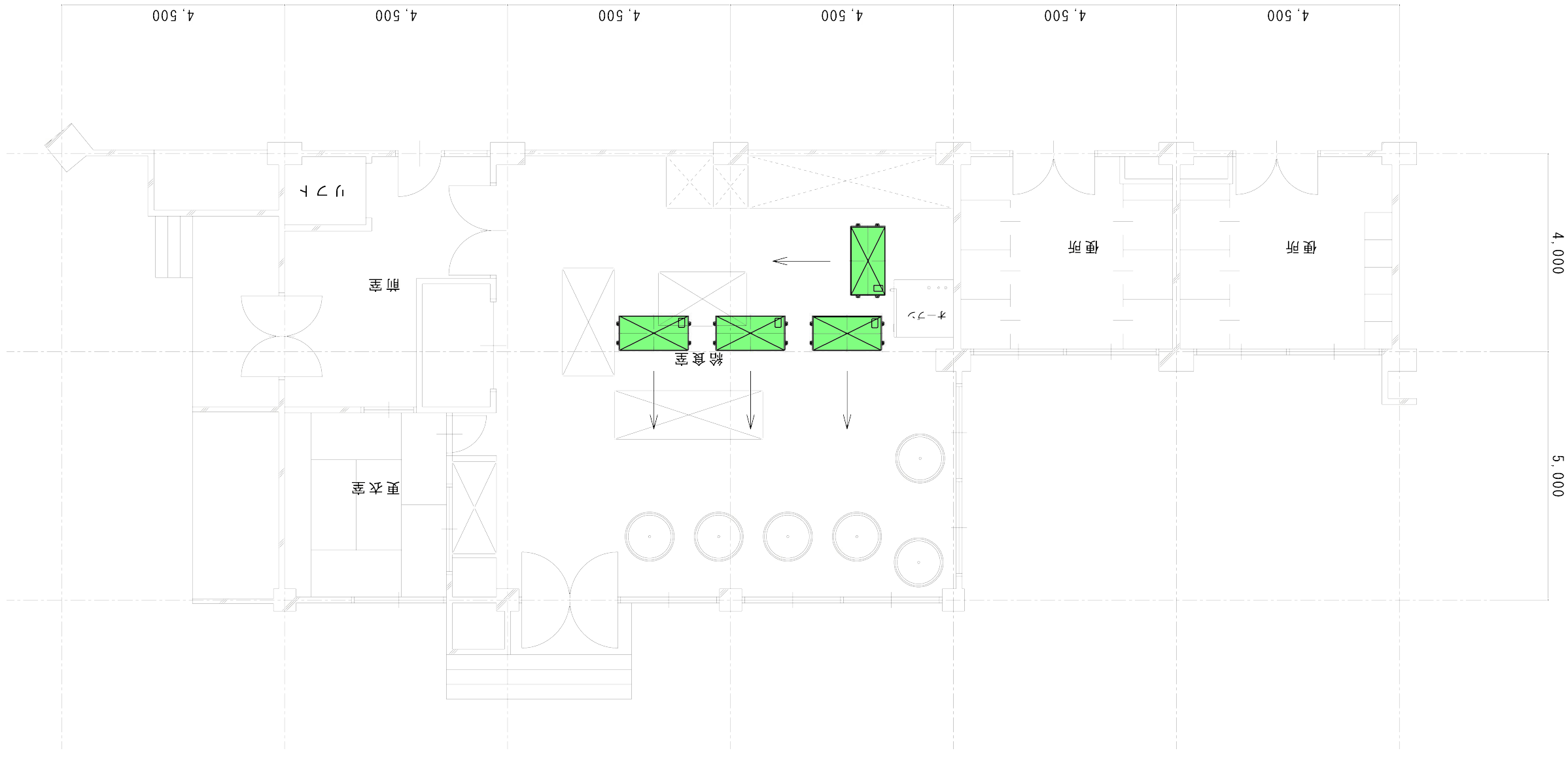

訂正	工事名	青井小学校庁舎ほか89校 給食調理室冷暖房機設置工事等基本設計	製図年月日	縮尺	承認	製図
			2022．06．30	A3：1／100 A4：N．S		
	図面名	給食室　詳細図	青井小学校			図面番号

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和４年８月１２日

件　　名	**令和３年度幼保小連携活動の報告について**
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内　　容	「令和３年度　幼保小連携活動報告」を以下のとおり発行する。 **１　主な内容** （１）各ブロック連携校・園 （２）連携活動の主な取組事例 （３）１年生アンケート結果 （４）接続期教育研修 **２　令和３年度活動報告のポイント** （１）小学校と園での連携活動の紹介 （２）アンケート結果を受けての課題と取組 （３）接続期教育研修の内容と評価 **３　主な配布先** 区内小学校・就学前施設 **４　配付予定時期** 令和４年８月下旬
今後の方針	

教育委員会情報連絡

青少年課

事業実施報告（７月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	3 日（日）10 日（日） 17 日（日）24 日（日） 31 日（日）	新田地域学習センター他	6 人
科学体験講座	16 日（土）	ギャラクシティ	9 人
	24 日（日）		6 人
	31 日（日）		15 人
ジュニアリーダー研修会	2 日（土）	ギャラクシティ	32 人
めざせキャンプの達人	3 日（日）	宮城ゆうゆう公園	17 人
ジュニアリーダー研修会 夏の宿泊キャンプ(中学生対象)事前説明会	3 日（日）	千寿本町小学校	33 人
あだち日曜教室	10 日（日）	梅田地域学習センター	21 人
ジュニアリーダー研修会 夏の宿泊キャンプ(中学生対象)	16 日（土）～18 日（月）	鋸南自然の家	33 人
二十歳の集い実行委員会	14 日（木）	本庁舎会議室	16 人
	28 日（木）		11 人

事業実施予定（８月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	7 日（日）14 日（日） 21 日（日）28 日（日）	新田地域学習センター他	10 人
科学体験講座	21 日（日）	ギャラクシティ	20 人
	28 日（日）		10 人
あだち日曜教室	14 日（日）	梅田地域学習センター	中止
ジュニアリーダースーパー研修会	21 日（日）	こども支援センターげんき	延期
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事後会	28 日（日）	千寿本町小学校	延期
科学ものづくり体験教室	1 日（月）～31 日（水）	各自宅 ※　配信	260 人
二十歳の集い実行委員会	10 日（水）	本庁舎会議室	18 人
	25 日（木）		18 人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和４年８月１２日

件　　名	**「不登校の子をもつ保護者のための交流会」の開催について**
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内　　容	区内在住の不登校児童・生徒の保護者を対象として、「不登校の子をもつ保護者のための交流会」を開催する。また、講演会のオンライン配信も実施する。 **１　目的** 不登校児童・生徒に対する保護者の理解を深め、保護者同士の交流を図る。 **２　実施日時** 令和４年１０月８日（土）１０時００分～１２時００分 **３　会場** こども支援センターげんき **４　対象者** 不登校の子をもつ保護者の方 **５　定員** １００人程度 （オンライン受講者含む。会場での参加者は５０人まで） **６　内容** （１）講演会：講師 鈴村眞理氏 （２）保護者交流会 **７　その他** 今回参加した保護者を対象に、１２月頃（予定）に第２回目の保護者交流会を実施する。第２回目では、子が不登校を経験した保護者から、その後の進路の話など体験談を伺う予定
今後の方針	校長会を通じて各学校に周知、あだち広報９月１０日号、区ホームページ、ＳＮＳ、スクールソーシャルワーカーの家庭訪問時やスクールカウンセラーの学校での相談時に対象保護者に案内

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告（７月）

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室実行委員会	7/1（金）～ 7/14（木）	舎人第一小学校 他　計 38 校	－
子ども学講座　～ネットいじめに直面する子どもへの支援～ 講師：須田　誠氏（東京未来大学教授）	7/8（金） 10:00～12:00	生涯学習センター	13 人
あだち放課後子ども教室安全管理講習会 講師：（株）フクシ・エンタープライズ派遣講師	7/9（土） 7/14（木） 7/29（金） 各 10:00～11:30	ギャラクシティ 中央本町地域学習センター 東和地域学習センター	86 人
安全管理員研修　「子どもとの接し方」　～「特別な配慮を必要とする子」の理解と見守り～ 【動画配信】（公社ホームページ　スタッフ専用ページに掲載） 講師：鈴木　茂義氏（元東伊興小学校主任教諭 上智大学基盤教育センター非常勤講師ほか）	令和５年３月まで	－	－

事業実施予定（８月）

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会 講師：（株）フクシ・エンタープライズ派遣講師	8/2(火) 8/26(金) 8/30(火) 各10:00～11:30	桜花亭 東和地域学習センター 竹の塚地域学習センター	160 人
スポーツコンディショニング講座 ～市民ランナーのためのケガをしない走り方～ 講師：西田　隆維氏（一般社団法人シャイニング代表理事 元世界選手権マラソン日本代表）	8/5（金） 10:00～12:00	生涯学習センター	30 人
読み語りキャラバン in たのしー（放課後等デイサービス） 手作り大型絵本の読み語り、詩の朗読 出演：「読み語りキャラバン隊・きらきら」の有志	8/10（水） 15:00～15:30	放課後等デイサービス 「たのしー」隣「みつばちはうす」	20 人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート in わたなべ音楽堂＜ベルネザール＞ チェロ、ヴァイオリン、ピアノのコンサート 出演：西山　健一氏（チェロ）、冨沢　由美氏 （ヴァイオリン）、清田　千絵氏（ピアノ）	8/21(日) ①13:30～ 14:15 ②15:30～ 16:15 2 公演	わたなべ音楽堂 ＜ベルネザール＞	小・中学生と保護者 50 人 1 回 25 人